

NIIGATA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

DISCLOSURE

新潟県信用保証協会レポート 2020

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

01 新潟県信用保証協会について ————— 01

プロフィール・沿革・基本理念
経営ビジョン
戦略的アクションプラン

02 事業計画・経営計画 ————— 05

第5次 中期事業計画【概要】(2018(平成30)年度～2020(令和2)年度)
2020(令和2)年度経営計画【概要】
外部評価委員会

03 主な取り組み ————— 09

経営支援にかかる取り組み
保証推進にかかる取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する対応について
社会貢献活動
ワーク・ライフ・バランスの推進について
広報活動
本店の移転について
長岡支店の仮移転について

04 2019(令和元)年度 業務実績 ————— 23

信用保証の実績

05 2019(令和元)年度 決算報告 ————— 33

貸借対照表
収支計算書
財産目録

06 信用保証制度等のご案内 ————— 39

信用補完制度
信用保証・信用保険制度
信用保証業務の概要
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度

07 コンプライアンス態勢について ————— 53

コンプライアンス態勢について
個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内
反社会的勢力の排除について

08 組織体制 ————— 59

役員名簿
組織構成図
担当地域と事務所のご案内



NIIGATA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

DISCLOSURE

新潟県信用保証協会レポート

2020

ごあいさつ



新潟県信用保証協会
会長
坂井 康一

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「新潟県信用保証協会レポート2020」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の経営ビジョンや経営計画、業務実績等について一層ご理解を深めていただければ幸いです。

さて、世界に拡大しパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は、日本経済にも甚大な影響をもたらしています。

新潟県においても、3密回避のため、外出・会合の自粛や様々なイベント中止が相次ぎ、個人消費が急落したほか、入国制限やサプライチェーン分断などの影響もあり、飲食・宿泊・観光をはじめとした幅広い業種において、極めて厳しい経営環境に直面し、その影響は今なお続いております。

このような状況の中、当協会では、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の方々への資金繰り支援を最優先課題とし、金融機関や関係機関と連携を図りながら、組織一丸となって業務に取り組んでおります。

当協会といたしましては、地域に根差す公的機関として、信用保証により中小企業の資金繰りにおける「セーフティネット機能」を確実に果たすとともに、経営支援によりウィズコロナ・アフターコロナにおける中小企業の新たな飛躍を後押しする「スプリングボード機能」も発揮できるよう努力してまいりますので、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

古町ルフル



01

PROFILE

新潟県信用保証協会について



プロフィール (令和2年8月31日現在)

▶名称	新潟県信用保証協会
▶本店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)
▶設立	昭和24年4月13日
▶基本財産	395億円(令和2年3月31日現在)
▶保証債務残高	54,782件、5,672億円
▶保証利用企業者数	26,460企業
▶事業所	本店(新潟市)、長岡支店、県央支店、上越支店、佐渡支店
▶役員数	理事15名(うち常勤4名)、監事3名(うち常勤1名)、顧問1名
▶職員数	117名
▶根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
▶関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

沿革

昭和24年4月	社団法人新潟県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年5月	業務開始
昭和30年7月	特殊法人として大蔵・通産大臣組織変更認可
昭和35年10月	佐渡支店開設
昭和42年4月	上越支店開設
昭和43年5月	長岡支店開設
平成3年7月	県央支店開設
平成12年4月	本店分室完成
令和2年5月	本店及び分室・長岡支店移転



基本理念

新潟県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

わたしたちは公的機関として、

事業の維持・創造・発展に努める

中小企業者の経営手腕と将来性を適正に評価し

企業の信用を創造するとともに、

真に中小企業者のニーズに応じた

質の高い信用保証の提供に努め

中小企業金融の円滑化に寄与し、

もって地域経済・社会の発展に貢献します。

経営ビジョン

当協会は、経営の基本方針を中小企業の皆さまをはじめ地域社会に示すこと、また協会の使命を自らが再認識することを目的として、次のとおり「経営ビジョン」を策定しています。

私たち新潟県信用保証協会は、新潟県経済の持続的発展のため、
夢と意欲にあふれる中小企業の皆さまに

1. 夢の実現に向けた公共性の高い『信用保証』を意欲的に提供し、
2. 経営のあらゆる局面で必要とされる様々な支援に意欲的に取り組み、
3. 多様なニーズに的確に対応するよきパートナーとして、
存在価値の高い組織であり続けます。

(平成21年3月11日制定)

戦略的アクションプラン

「経営ビジョン」を達成するため、次のアクションプラン5項目を掲げ、行動の基本方針としています。

- ▶ 存在価値のアピール
- ▶ ニーズに応じた商品開発と提案
- ▶ ビジョン実践のための「人財」(育成・評価・活用)
- ▶ ナレッジマネジメントの実践
- ▶ 効率性・有効性の追求

(平成21年3月11日制定)



BUSINESS PLAN

事業計画・経営計画



第5次 中期事業計画〔概要〕(2018(平成30)年度～2020(令和2)年度)

当協会は、業務運営方針等の具体的な計画として、2018(平成30)年度を初年度とする3か年の「第5次 中期事業計画」を策定しております。計画の概要は次のとおりです。

①業務運営方針

当協会は、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第56号)」等も踏まえ、県内の中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)のライフステージに応じた多様な資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、金融機関と連携して中小企業者への経営支援に向けた取組みを強化します。このことにより、中小企業者の経営改善・生産性向上を促進し、雇用の創出、拡大に寄与することで、地域経済の振興と持続的発展に貢献していきます。

このため、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度までの3か年間における業務運営方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

(1) 中小企業者の生産性向上に向けた取組みの強化

中小企業者の多様な資金需要にきめ細かく対応するとともに、生産性向上に向けた改善を促進するため、中小企業者の業況、ライフステージに応じ、金融機関との対話を通じた適切な連携(金融機関プロパー融資との適切なリスク分担)を図ります。

(2) 顧客の実情に応じた各種経営支援の促進

中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めるべく、金融機関等との連携・協力を進めるとともに、特に事業再生の局面においては、中小企業者の個別事情を勘案しつつ、きめ細かい対応に取り組みます。

(3) 地方創生に資する創業支援等に係る取組みの積極的な推進

地域に根差した公的機関として、地方創生に貢献していくためにも、創業や事業承継等に係る各種支援を押し進めます。また、こうした取組みに当たり、県・市町村や金融機関等との連携・協力を進めていきます。

(4) 経営基盤の更なる強化

職員の高いコンプライアンス意識の醸成と併せ、信用保証制度や経営支援業務の多様化・高度化を踏まえて、長期的な視点に立った人材の育成強化に取り組みながら、職員が働きがいを実感し活躍できる職場づくりを進めていきます。

(5) 業務効率化の推進

組織として中小企業者の事業発展を支え続けるため、進展する情報技術を活用するとともに、業務効率を高める取組みや事務改善を押し進めます。

②事業計画

	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(令和2)年度
保証承諾	1,300億円	1,120億円	1,110億円
保証債務残高	3,460億円	3,220億円	3,000億円
代位弁済	75億円	65億円	60億円
実際回収	20億円	19億円	18億円

2020(令和2)年度経営計画【概要】

当協会は「第5次 中期事業計画」に基づき、「2020(令和2)年度経営計画」を策定し、各部門における以下の課題について重点的に取り組みます。

【保証部門】

- (1) 個別企業の実情に応じた最適な信用保証の推進
- (2) 金融機関との対話による適切な企業支援の強化
- (3) 関係機関との緊密な連携体制の強化
- (4) 危機時におけるセーフティネット機能の十分な発揮

【期中管理・経営支援部門】

- (1) 創業者への継続的な支援の強化
- (2) 企業の販路開拓や商品開発等の支援の強化
- (3) 個別企業の実情に即したより実効性のある経営改善・事業再生支援の推進
- (4) 企業の円滑な事業承継に向けた保証制度の周知及び支援の推進

【回収部門】

- (1) 初動対応の徹底
- (2) 合理性・効率性を重視した債権管理の実施
- (3) 事業継続中の顧客に対する事業再生支援の取組
- (4) 管理回収業務担当者の育成

【その他間接部門】

- (1) コンプライアンスの徹底に向けた取組
- (2) 課題解決力のある人材育成
- (3) 働きがいを実感できる職場づくり
- (4) 業務効率化に向けた取組
- (5) プレゼンス向上に向けた情報発信
- (6) 円滑な事務所移転等

事業計画

	計画金額	前年度計画比
保証承諾	1,280億円	106.7%
保証債務残高	3,250億円	101.6%
代位弁済	53億円	75.7%
実際回収	17億円	94.4%



リナシエビル

外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、中期事業計画および年度経営計画を公表しております。計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、有識者(学識経験者、弁護士、公認会計士)によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受けております。

[2019(平成31)年度 開催実績]

- 第41回外部評価委員会

開催日 令和元年6月7日(金)

主な議事内容 ・「年度経営計画(2018(平成30)年度)の自己評価」について
・「年度経営計画(2019(平成31)年度)」について 他

- 第42回外部評価委員会

開催日 令和元年7月16日(火)

主な議事内容 ・「年度経営計画(2018(平成30)年度)の自己評価」に対する外部評価委員会の意見集約
・会長に対する外部評価委員会意見報告

外部評価委員会の意見・アドバイスを踏まえた中期事業計画、年度経営計画に対する評価については、当協会ホームページで公表しています。



03

EFFORT

主な取り組み



経営支援にかかる取り組み

平成30年4月に施行された信用補完制度の各種改正を踏まえ、中小企業者の多様な資金ニーズにきめ細やかに対応するとともに、中小企業者の業況、ライフステージに応じ、金融機関と対話を深め緊密に連携しながら、きめ細かな信用保証と経営支援に一体的に取り組むため、経営支援に係る取組方針を廃止し、これを統合した信用保証業務基本方針へと変更しました。

— 具体的な取組事項 —

- ▶ 金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。
- ▶ 保証申込事前相談等を通じた金融機関との対話により、中小企業者の実情に応じた経営改善支援等の提案を行い、最適な信用保証と経営支援に一体的に取り組む。
- ▶ 保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。
- ▶ 中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。
- ▶ 中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。
- ▶ 創業前の準備段階から創業の立ち上げ、創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。
- ▶ 中小企業の事業承継に係る経営課題についての実態把握を進め、円滑な事業承継に向けた支援を行う。

金融・経営相談窓口の充実を図り、中小企業者のライフステージに応じた経営課題や問題点について、コンサルティング機能を発揮して早期解決に努める。

▶ 金融・経営相談窓口

各営業店に金融・経営に関する相談窓口を常設しています。

▶ 商工会議所・商工会での定例金融相談会

毎月、県内14か所の商工会議所・商工会で「定例金融相談会」を毎月開催しています。

▶ WEB相談窓口

ホームページに「WEB相談窓口」を開設し、メールでの相談を受け付けています。

▶ 夜間相談窓口

毎週火曜日（祝日は除く）は、午後8時まで本店で「夜間相談窓口」を開設しています。

保証後の実態把握を徹底し、経営問題の顕在化又は経営破綻に陥らないうちに、適時適切な指導・助言等の実施により、経営の健全化及び金融取引の正常化を図る。

▶保証利用企業の継続的な実態把握

保証利用企業について、継続的なモニタリングを通じて経営状況の把握に努め、助言等を行っています。

また、企業訪問により経営内容の実態把握を行い、当該企業の経営状況に応じてMcSS(中小企業経営診断システム)の経営分析情報等を提供するとともに、適切なサポートに取り組んでいます。

▶コンサルティング機能の強化

中小企業等が難度の高い経営課題を抱えている場合には、高度・専門的な知識を有する外部専門家(アドバイザースタッフ)と連携し、課題解決に向けた助言等適切なサポートを行っています。

【主な外部専門家(アドバイザースタッフ)の資格・専門分野】

中小企業診断士、税理士、公認会計士、FP、弁護士、デザイナー、広告プランナー、POPクリエイター、管理栄養士、一級建築士、医療経営コンサルタント、フードコーディネーター等

※令和2年2月末現在、39人の外部専門家と連携しています。

中小企業者とのリレーションの強化と金融機関や関係機関等との緊密な連携を図りながら、経営改善、事業再生支援を実施する。

▶新潟県弁護士会・新潟県中小企業再生支援協議会との三者合同研修会

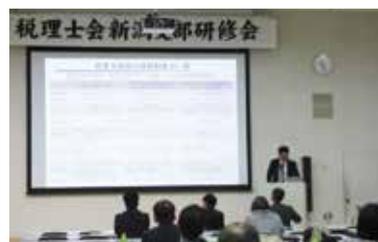
新潟県弁護士会及び新潟県中小企業再生支援協議会との連携強化の一環として、「三者(新潟県弁護士会・新潟県中小企業再生支援協議会・新潟県信用保証協会)合同研修会」が、令和元年11月6日(水)、新潟県弁護士会館本館 会議室で開催されました。

東京都中小企業再生支援協議会サブマネージャーの水原祥吾弁護士を講師にお迎えし「単独型保証債務整理と再チャレンジ支援について」をテーマにお話しいただきました。



▶関東信越税理士会新潟支部 研修会

新潟ユニゾンプラザにて、令和2年1月28日(火)、「関東信越税理士会新潟支部研修会」が開催されました。当協会の保証推進部企業支援課 茅野主査が講師を務め信用保証協会の中小企業支援等について講義を行いました。



▶商圈分析ツール(マーケットプラットフォーム)

企業のライフステージに応じた経営支援の充実を図るため、商圈分析ツール(マーケットプラットフォーム)を導入しています。

商圈分析ツールを活用することで、店舗出店や販促拡大に向けた計画立案について、数値データによる客観的な分析・検証が可能となります。

03 EFFORT 主な取り組み

▶ 認定経営革新等支援機関による「経営改善計画策定支援事業」にかかる費用負担補助事業

「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を後押しし、新潟県内の中小企業等の経営改善を促進するため、同事業を利用した中小企業等が自己負担する計画策定費用のうち、その半額に相当する額(上限20万円)を補助しています。

【利用件数】

2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
25	56	70	52	64	66

▶ にいがた中小企業支援ネットワーク

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業等の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、「にいがた中小企業支援ネットワーク」を設立し、当協会と(公財)にいがた産業創造機構[新潟県中小企業再生支援協議会]が事務局を担っております。

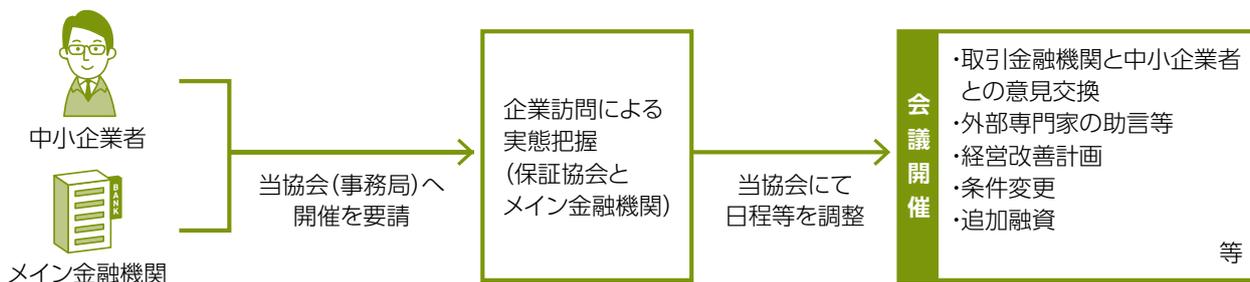
にいがた中小企業支援ネットワークは、金融機関、中小企業支援機関および公的機関との協調体制を構築するとともに、新潟県内の中小企業等の経営改善・事業再生を促す環境を整備することにより、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

▶ 経営サポート会議

中小企業者、主力金融機関および経営サポート会議の事務局である当協会との意見交換や外部専門家からの経営改善などに関する助言等を通して、当該中小企業者の経営改善や事業改善を行っています。

令和元年度は69企業、平成25年6月の設置以降、累計(令和2年3月末時点)で280企業にご利用いただいております。

▶ 経営サポート会議の流れ



【経営サポート会議 開催実績企業数】

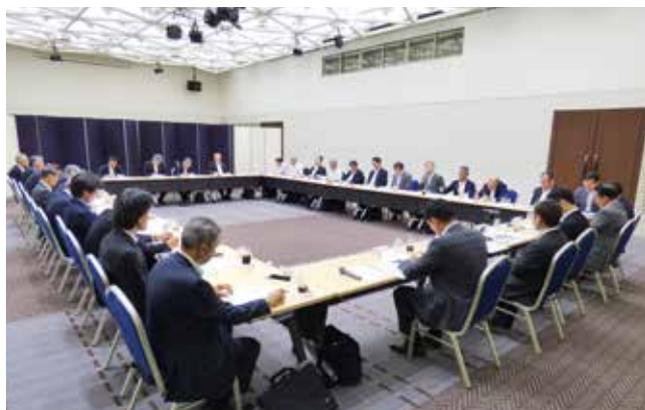
2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
8	28	35	33	47	60	69

▶中小企業・小規模事業者支援連携会議

県内各商工会議所及び商工会連合会等との情報交換のため、「中小企業・小規模事業者支援連携会議」を、令和元年7月10日(水)、アートホテル新潟駅前で開催しました。

各団体の専務理事からご出席いただき、重点的に取り組んでいる中小企業・小規模事業者への支援について情報交換を行いました。

また、今後の支援体制構築のため、当協会へのご意見やご要望をお聞きしました。



▶中小企業支援連携ミーティング

中小企業等の支援に係る商工団体との連携を深めるため、「中小企業支援連携ミーティング」を県内5カ所で開催しました。

商工会および商工会議所で実務を担当されている方々にご参加いただき、中小企業支援の具体的な取り組み状況や地域情勢などの情報交換を行いました。

エリア	開催日	会場
新潟	令和元年 9月11日(水)	アートホテル新潟駅前
長岡	令和元年 9月12日(木)	長岡商工会議所
県央	令和元年 9月 9日(月)	燕三条地場産業振興センター
上越	令和元年 9月 3日(火)	直江津学びの交流館
佐渡	令和元年 9月13日(金)	佐和田商工会

中小企業者が保有する商品や技術力に係る情報を発信するとともに、ビジネスマッチングなどの販売促進に努める。

▶うまさぎっしり新潟・食の大商談会の開催

県内食品関連企業の方々の販路拡大を図るため、首都圏の流通業者等を対象に、新潟県、(公財)にいがた産業創造機構(NICO)および県内15金融機関と共催し、「うまさぎっしり新潟・食の大商談会」を、令和元年9月6日(金)、サンシャインシティ文化会館(東京都豊島区東池袋)において開催しました。

当日は、食品関連のバイヤーの皆さまをはじめ、1,300名を超える方々にご来場いただき、出展企業との活発な商談が行われました。



03 EFFORT 主な取り組み

▶商談力向上セミナーの開催

「うまさぎっしり新潟・食の大商談会」に出展する企業の商談力向上を目的としたセミナーを、令和元年6月17日(月)、朱鷺メッセ万代島ビル会議室にて開催しました。

講師に(一社)全国スーパーマーケット協会シニアディレクター 羽山朋輝氏と(株)大寿 代表取締役 大野孝将氏をお迎えし、商談会・展示会における効果的なプレゼンの手法などについて、ご説明いただきました。



▶「にいがた BIZ EXPO 2019」の開催

県内企業の販路拡大を図るため、(公財)新潟市産業振興財団や関係機関と共に、「にいがた BIZ EXPO 2019」を、令和元年9月26日(木)～27(金)、新潟市産業振興センターにおいて開催しました。

当日は、新たな販路開拓や事業展開に向けて、出展企業が魅力あふれる商品・製品・サービス等をPRし、活発な商談が行われました。

また、一般社団法人 事業承継協会 新潟県支部 支部長の土田克則氏をお迎えし「事業承継の円滑な進め方と支援策について」と題した当協会主催の講演会を開催しました。



創業前の準備段階から創業の立ち上げ、
創業後のフォローを継続的に、かつ、きめ細かに支援する。

▶創業塾 Pontekia(ポンテキア)

三条市が主催する創業に必要な知識を学ぶことを目的とした連続講座において、県央支店 三林副支店長が、令和元年8月25日(日)、創業支援の取り組みについて紹介しました。

保証協会の役割や仕組み、保証制度等について説明し、その後、創業を目指している方々の個別相談に応じました。



▶創業塾2019

上越商工会議所等との共催による「創業塾2019」を、令和元年9月7日から11月9日までの毎週土曜日、上越商工会議所において開催しました。

全10回の講義では、中小企業診断士や税理士、地域金融機関などの方からご講義いただきました。

第2講座(9月14日)において、当協会の上越支店 高橋副支店長が講師となり、中小企業における当協会の役割や信用保証制度の仕組み、創業に関する支援などについて説明しました。

参加者は事業アイデアの具体化から創業計画書の作り方、労務管理や税金についてなど創業にまつわる基礎知識を学び、最終回ではビジネスプランの発表をしました。



▶創業あんしんサポート事業

創業をお考えの方、創業後間もない方をあらゆる面から継続的にサポートし、経営の更なる発展や成長のお手伝いを行っています。

■事業内容

●アドバイス等

原則として、営業店の経営支援アドバイザーが、創業全般に係るサポートを行います。

また、必要に応じて外部専門家(アドバイザリースタッフ)を活用し、マーケティングなど、最新かつより専門的な知識・ノウハウを持ってアドバイスを行います。

【アドバイス等実施数】

2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
5	8	16	33



▶創業者交流

創業者同士の情報交換やネットワーク構築の促進などを図るため、創業者を対象とした交流会を開催しています。交流会では、外部講師によるセミナーなどを併せて開催し、創業者に有意義な専門的知識やノウハウを提供しています。



03 EFFORT 主な取り組み

●創業交流実践カフェ in 沼垂(令和元年11月)

風情ある街並みの新潟市・沼垂でゲストハウス「なり -nuttari NARI-」を営む高江理絵さんから、創業までの経緯やゲストハウスの運営についてお話しいただきました。

創業のための宣伝術 ～広告と広報の上手な活用法～と題し、広報プランナーの佐藤麻記子氏から、創業時に行うべき宣伝活動やパブリシティの活用などについてわかりやすくご説明いただきました。

最後に高江さんと佐藤氏を交え、参加者同士で創業について語り合い、交流を深めました。



●創業交流実践カフェ in 三条(平成30年12月)



- ・創業のきっかけ、店舗コンセプトや内装、出店場所の選定、資金調達、スタッフ教育といったお店づくりの過程や創業後の取り組み、今後の展望についてお話しいただきました。
- ・参加者と講師との交流、積極的な情報交換が行われました。



●創業交流実践カフェ in 長岡(平成30年1月)

- ・創業経験者からの体験談の他、中小企業診断士から創業実務の基礎についてお話しいただきました。
- ・パンの試食や売り場・厨房の見学を行うことで、講師の話を実際に感じていただくことができました。



●創業交流実践カフェ in 上古町商店街(平成29年3月)

- ・創業経験者が講師となり、体験談や販路開拓のポイントをお話しいただきました。
- ・参加者同士で創業ビジョンについて活発な意見交換が行われ、創業を身近に感じていただくことができました。

▶専門家による無料相談会

令和元年9月17日(火)にIPCビジネススクエアで開催された創業者向け「専門家による無料相談会(主催:(公財)新潟市産業振興財団)」に、職員を派遣しました。

当協会からは、保証推進部企業支援課の茅野主査が、創業者の方々からの資金面での相談にお応えしました。

保証推進にかかる取り組み

▶金融機関表彰

中小企業者のライフステージに応じた金融支援ならびに経営支援を実施しており、この取り組みにご協力いただいた金融機関の店舗に対し、感謝状を贈呈しております。

令和元年度は、贈呈基準に基づき95店舗を選定させていただきました。

▶「信用保証研修会」の開催

令和元年7月に、新潟、長岡、上越の3会場において、金融機関の若手職員（融資経験の有無を問わず、概ね入社から5年程度）の方々を対象に、当協会の基本的な業務について幅広く理解し、信用保証を推進いただくことを目的として「信用保証（基礎）研修会」を開催しました。

また、令和元年11月に、同じく県内3会場において、金融機関の中堅職員の方々を対象に「信用保証（実践）研修会」を開催しました。



▶「長期一括連携保証」、「地方創生応援社債保証」、「事業性評価連携保証」

令和元年5月2日に創立70周年を迎え、永年当協会を支えていただいた新潟県内の中小企業者の皆さまに感謝の気持ちをお伝えするとともに、さらなる発展を支援していくため、令和元年5月7日から標題の保証制度の取り扱いを開始しました。

保証承諾実績 (2019(R1)年5月7日～2020(R2)年3月31日)	195件	4,784,098千円
--	------	-------------

▶小規模企業者カードローン当座貸越根保証 (miniカード)

小規模企業者の皆さまの資金繰りの安定を支援するため、反復して利用することができるminiカードを取り扱っております。

miniカードは、創業後1年未満の方がご利用できる創業者枠と、業歴1年以上の方がご利用できる一般枠に分かれています。

保証承諾実績 (2019(H31)年4月1日～2020(R2)年3月31日)	2,234件	3,679,200千円
---	--------	-------------

(内訳)

創業者枠	293件	268,900千円
一般枠	1,941件	3,410,300千円

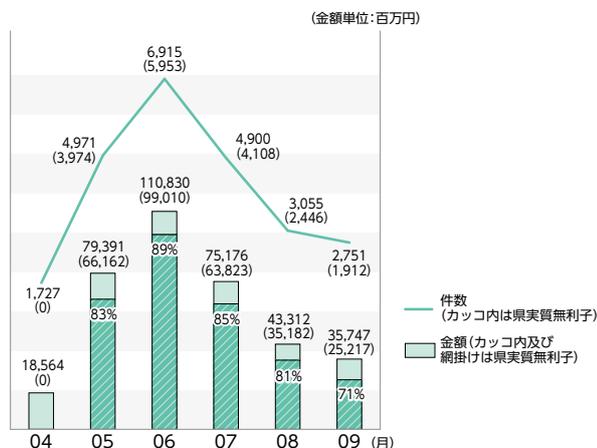
03 EFFORT 主な取り組み

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

中国湖北省で発生した新型コロナウイルス感染症は、2020年に入ると短期間で全世界に広がり、日本でもインバウンドの減少に加えて、国内消費が抑制されるなど未曾有の経済危機が発生し、新潟県も厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当協会では中小企業の皆様の資金繰り支援を最優先課題とし、全力をあげて取り組んでいます。

- 1月29日 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」
- 2月18日 セーフティネット保証4号の指定
- 3月 6日 セーフティネット保証5号の追加業種指定
- 3月 7日～7月 5日 「新型コロナウイルスに関する休日電話相談」
- 5月 2日～5月 6日 「新型コロナウイルスに関する休日経営相談窓口」
- 3月13日 危機関連保証が発動
セーフティネット保証5号の追加業種指定
- 3月23日 新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)の融資対象要件の追加
- 4月10日 セーフティネット保証5号の追加業種指定
- 4月27日 新潟県セーフティネット資金経営支援枠(コロナ対応実質無利子融資)事前相談受付開始
- 5月 1日 新潟県セーフティネット資金経営支援枠(コロナ対応実質無利子融資)申込受付開始
セーフティネット保証5号、全業種指定(一部、例外業種を除く)
- 6月13日 新潟県セーフティネット資金経営支援枠(コロナ対応実質無利子融資)の融資限度額が300万円から400万円へ引き上げ
- 9月 2日 セーフティネット保証4号の指定期間の延長



▶年度累計

年度	項目	件数	金額	前年比
2019		14,391	130,339	—
2020(4~9月)		24,319	363,020	278.5%
うち県実質無利子		18,393	289,394	—

社会貢献活動

▶新潟大学で授業を行いました

新潟大学工学部において、起業時の課題等を学ぶ講義の一環として、平成31年4月12日(金)、保証推進部企業支援課小林課長代理が授業を行いました。

中小企業を支援する視点から、中小企業金融と保証協会の関わりや、起業や事業を続けていくためのポイントなどについて、実際の事例などを交えながら講義しました。



▶新潟国際情報大学で講師を務めました

令和元年10月16日(水)、新潟国際情報大学において、3年次生を対象にしたキャリア授業「就職ガイダンス」の授業が行われ、保証推進部企業支援課の小林課長代理が講師を務めました。

中小企業を支援する視点から、中小企業と保証協会の関わりや、アントレプレナーシップの必要性などについて、講師の体験談などを交えながら講義を行いました。講師の投げかけに対し、積極的に回答する学生も多く中小企業や金融等に対する関心の高さが窺えました。



▶シェフパティシエ専門学校・国際調理製菓専門学校で授業を行いました

令和元年11月1日(金)にシェフパティシエ専門学校、同月25日(月)に国際調理製菓専門学校において当協会及び(公財)新潟市産業振興財団(以下、「IPC財団」という。)と連携し、『100分でわかる!「独立開業」の基本』と題した講義を行い、IPC財団の百合岡マネージャーと企画総務部経営企画課の田村課長代理が講師を務めました。

本授業は、長期的な視点から将来の起業家の育成に貢献することを目的にしたもので、専門学校に対する講義としては、当協会初の取組です。

学生からは、「創業を考えた時に、相談できる機関があることを知ることができた」との感想が寄せられ、中小企業金融と保証協会の関わりについての理解が得られました。



03 EFFORT 主な取り組み

▶新潟県立図書館 古本再生市実行委員会への古書寄贈について

新潟県立図書館とボランティアで構成する、「新潟県立図書館 古本再生市実行委員会」が主催となった第11回古本再生市に、役職員から集めた図書152冊を寄贈しました。

古本再生市で廉価で販売された収益金は、新潟県立図書館での寄贈図書購入費等として活用されます。



▶「ペットボトルキャップ」回収活動について

当協会では、社会貢献活動及びグリーン経営にかかる取組の一環として、ペットボトルキャップ(通称:エコキャップ)を回収し、NPO法人JCV活動協力企業へ寄贈する活動を行っています。

寄贈したエコキャップは再資源化され、その収益で発展途上国にワクチンが届けられます。

【平成23年1月から令和2年4月までの回収状況】

寄贈したエコキャップの数	171,684個
ポリオワクチン	147.7人分
CO ₂ 削減量	1,295.44kg

ワーク・ライフ・バランスの推進について

公正かつ健全な協会経営の展開のため、平成29年度からワーク・ライフ・バランスの推進を経営計画に織り込み、職員一丸となって働き方の見直しや働きやすい職場づくりを進めています。

残業削減や休暇のとりやすい環境の整備はもちろんのこと、ワーク・ライフ・バランスに対する職員の理解を深めるための活動も行っています。

▶ワーク・ライフ・バランス推進宣言

坂井会長から、職員に向けて発出された宣言です。

職員が自らの創意工夫に基づき、ワーク・ライフ・バランスに取り組むための拠り所となるよう、新潟県信用保証協会の目指すべき姿を示しています。

2017.4.14

新潟県信用保証協会ワーク・ライフ・バランス推進宣言
～余力を振り出し、人生の主役になろう！～

1. 趣旨
協会職員が育ち、毎日の働きが豊かになります。現在、政府で「働き方改革」が進められています。グータン企業や働き方、バグハツなど大きな社会問題になっていることが背景にあります。
① 一人、他人ごとのように思われない。働き方も手を出して考えてみてください。
② 仕事に没頭して、自分を誇っていない。
③ 男性に取られて、手配がはずれていない。
④ 6に余裕がなく、残業に明け暮らしている。
参考までに、労働災害の発生「ハイリシトの瞬間」(下図)というものがありますが、これは、一般の業務遂行においてもあてはまるのではないのでしょうか。

一つの重大事故
3000のヒヤリハット

2. 特徴
働き方をめぐる諸問題の根拠には、人口減少・少子高齢化の進展、産業の縮小、金融経済界の活性化、情報の流通もあり、企業は忘れられない職員の働き方を見直し、業務効率を上げて競争力を高める必要がある。
問題点、ゆとりがなくなり、役割のない仕事、多岐にわたる業務に押しつぶされよう、経営者に理解してもらえないことなどが発生。そのため「ワーク・ライフ・バランス」が重要な課題です。

3. 具体的な取組 (働き方改革)

(1) 業務プロセスの見直し (BPR)
⇒業務内容の取捨選択をしよう。
⇒業務の効率化を図るため、ムラ、ムリ、ムカの解消を図ろう。
⇒業務の効率化を図るため、ムラ、ムリ、ムカの解消を図ろう。
⇒PDCAを意識し、継続的な改善を図るとともに、ICTを積極的に活用しよう。

(2) 働き方の改善
⇒仕事の「見える化」やベストプラクティスの共有を図ろう。
⇒「働き方」を定めて、働き方を改善しよう。
⇒短時間の一斉休憩、夜間時間の削減、年休取得の促進など労務管理を図ろう。

(3) 働き方のつぎのステップ
⇒定年や人生の目標を大切にしよう。
⇒健康を、他の要素も交えて、多様な働き方につなげよう。
⇒アンテナを高くして、Fitな、企業内職員の働き方を目指そう。

03 EFFORT 主な取り組み

本店の移転について

新潟県中小企業会館(新潟市中央区川岸町1-47-1)の老朽化等から、この度、大和新潟店跡地に建設された「古町ルフル」へ本店および分室を移転しました。

移転により、利便性の高い店舗でお客様をお迎えし、中心市街地の活性化にも寄与したいと考えております。



長岡支店の仮移転について

長岡支店は、「大手通坂之上町地区市街地再開発事業」により令和7年に現北越銀行本店ビルをリノベーションして設置される「米百俵棟東館」(長岡産業ビジネス交流館)の6階へ移転することといたしました。

産学官金の連携拠点となる同ビルへ移転することにより、産業振興と地方創生に寄与したいと考えております。

なお、本再開発事業に伴い、長岡支店が入居していた長岡商工会議所会館は解体されることから、「米百俵棟東館」が完成するまでの間、仮事務所(長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階))にて業務を行います。



2025年完成予定の再開発ビル「米百俵プレイス(仮称)」完成予想図(大手通)

※このパースはあくまで現時点でのイメージを示したものであり、今後の設計変更や権利者協議により変更となる可能性があります。

BUSINESS RESULTS

2019(平成31)年度 業務実績



※統計資料の金額、構成比の合計は、端数調整により符合しない場合があります。

04

BUSINESS RESULTS

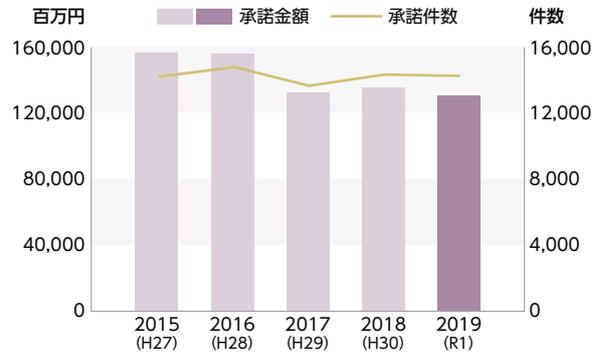
2019(令和元)年度 業務実績

信用保証の実績

最近5年間の保証状況

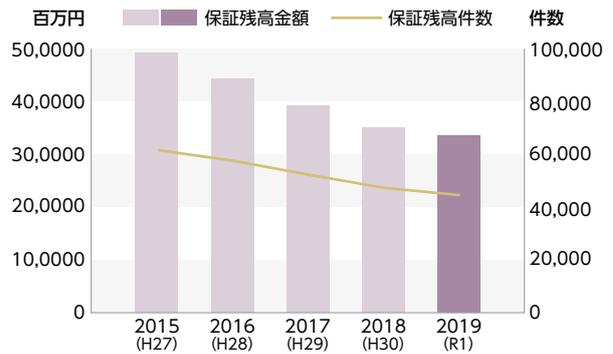
▶保証承諾

年度	項目	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2015(H27)		14,338	156,865	88.7
2016(H28)		14,930	155,823	99.3
2017(H29)		13,787	132,452	85.0
2018(H30)		14,468	135,461	102.3
2019(R1)		14,391	130,339	96.2



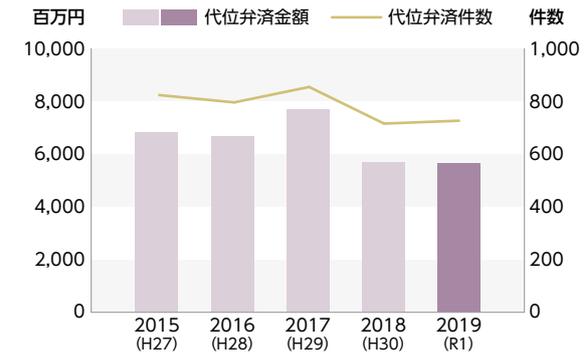
▶保証債務残高

年度	項目	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2015(H27)		62,094	491,418	92.3
2016(H28)		58,016	441,783	89.9
2017(H29)		52,727	391,193	88.5
2018(H30)		47,743	349,569	89.4
2019(R1)		44,972	335,324	95.9



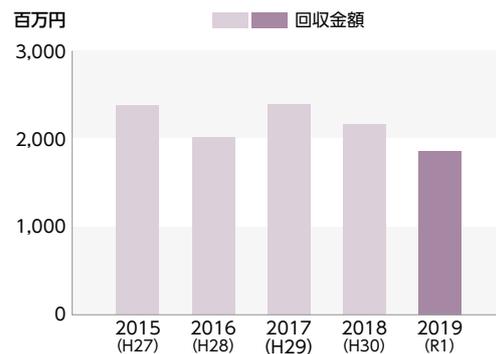
▶代位弁済

年度	項目	件数	金額(百万円)	前年度比(%)
2015(H27)		830	6,816	80.3
2016(H28)		802	6,678	98.0
2017(H29)		861	7,691	115.2
2018(H30)		721	5,674	73.8
2019(R1)		732	5,637	99.3



▶実際回収

年度	項目	金額(百万円)	前年度比(%)
2015(H27)		2,374	97.1
2016(H28)		2,010	84.7
2017(H29)		2,392	119.0
2018(H30)		2,161	90.3
2019(R1)		1,862	86.2

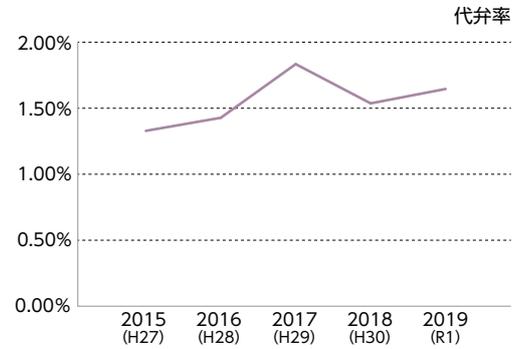


最近5年間の代位弁済率・回収率の推移

(単位:%)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
代弁率	1.34	1.44	1.85	1.55	1.66

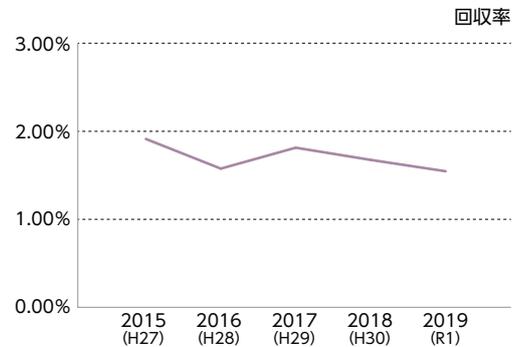
$$\text{代弁率} = \frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}}$$



(単位:%)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
回収率	1.93	1.59	1.83	1.69	1.56

$$\text{回収率} = \frac{\text{対債務者回収(求償権回収)}}{\text{期首求償権+代位弁済額}}$$



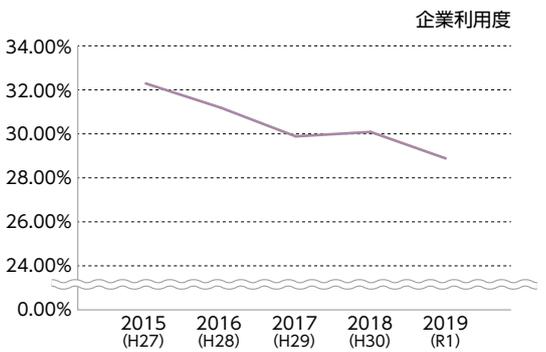
最近5年間の利用度の推移

(単位:%)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
企業利用度	32.3	31.2	29.9	30.1	28.9

$$\text{企業利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数(※)}}$$

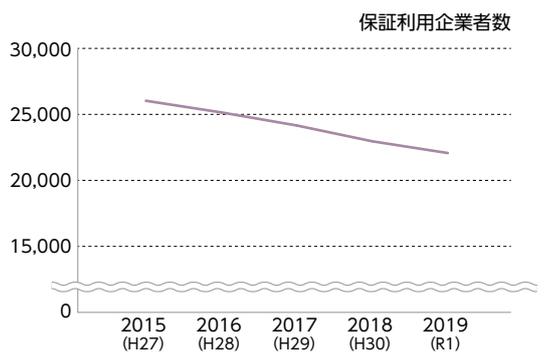
(※)県内中小企業者数…総務省「事業所・企業統計調査」を再編加工。
中小企業白書から引用。



最近5年間の保証利用企業者数の推移

(単位:%)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
保証利用企業者数	25,963	25,082	24,094	22,900	22,013



04

BUSINESS RESULTS

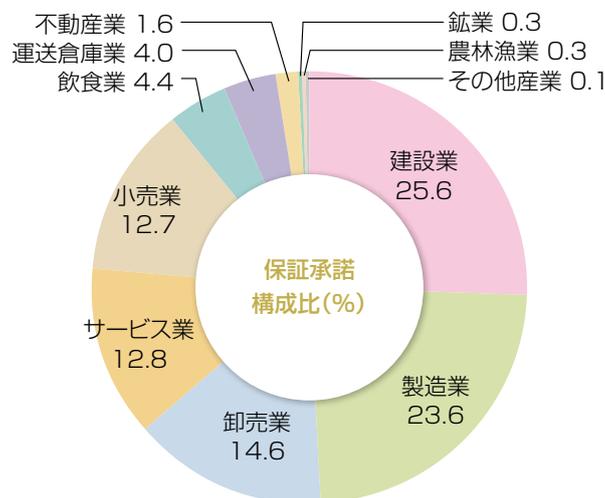
2019(令和元)年度 業務実績

業種別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

業種		件数	金額	構成比	前年度比
製造業	食料品	327	4,735,831	3.6	110.3
	繊維品	175	2,740,811	2.1	112.5
	木材・木製品	46	506,800	0.4	111.2
	家具建具	136	776,050	0.6	114.6
	紙	27	358,424	0.3	102.4
	印刷製本	126	1,717,933	1.3	99.2
	化学	5	39,600	0.0	36.5
	石油・石炭製品	1	15,500	0.0	31.0
	ゴム・プラスチック	90	1,432,588	1.1	125.9
	皮革	6	24,300	0.0	90.3
	窯業	74	1,269,168	1.0	102.4
	機械	381	6,138,830	4.7	90.6
	電気機器	95	1,448,738	1.1	133.1
	輸送用機械器具	46	740,000	0.6	92.8
	金属	506	5,334,101	4.1	90.2
	その他	549	3,536,829	2.7	87.6
	小計	2,590	30,815,502	23.6	99.0
農林漁業	43	327,300	0.3	178.2	
鉱業	18	372,400	0.3	100.9	
建設業	4,183	33,422,618	25.6	95.5	
卸売業	1,273	18,971,347	14.6	88.9	
小売業	2,005	16,577,909	12.7	96.4	
飲食業	1,267	5,740,921	4.4	106.3	
運送倉庫業	350	5,212,231	4.0	97.1	
サービス業	2,396	16,659,284	12.8	94.7	
不動産業	227	2,077,259	1.6	131.0	
その他産業	39	162,360	0.1	53.3	
小計	11,801	99,523,629	76.4	95.4	
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2	



▶保証債務残高

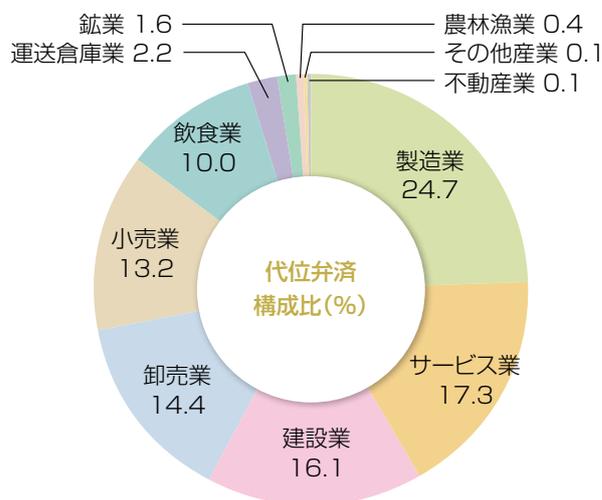
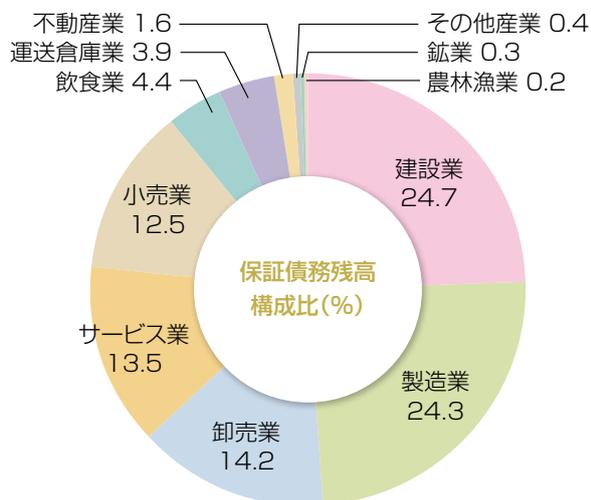
(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
1,088	11,646,537	3.5	98.4
619	6,806,931	2.0	91.4
170	1,326,662	0.4	89.5
435	2,040,609	0.6	101.2
95	976,315	0.3	89.4
457	4,740,988	1.4	94.2
19	202,137	0.1	86.0
4	164,266	0.0	109.6
292	3,633,828	1.1	103.7
21	50,945	0.0	111.9
212	3,369,007	1.0	101.1
1,400	15,667,523	4.7	89.4
310	3,686,751	1.1	101.7
211	2,259,232	0.7	93.5
1,772	15,271,443	4.6	93.0
1,777	9,600,284	2.9	96.6
8,882	81,443,456	24.3	94.6
120	736,017	0.2	110.0
72	974,032	0.3	88.2
12,472	82,926,958	24.7	94.9
4,123	47,467,167	14.2	94.5
6,239	42,067,826	12.5	97.5
3,568	14,855,835	4.4	99.3
1,164	12,981,321	3.9	97.1
7,392	45,120,819	13.5	97.6
706	5,438,430	1.6	112.0
234	1,311,663	0.4	92.0
36,090	253,880,068	75.7	96.4
44,972	335,323,524	100.0	95.9

▶代位弁済

(単位:千円、%)

件数	金額	構成比	前年度比
19	158,417	2.8	27.1
40	608,065	10.8	136.7
0	0	—	皆減
1	23,667	0.4	31.7
2	70,953	1.3	皆増
14	119,845	2.1	161.9
0	0	—	皆減
0	0	—	—
1	4,549	0.1	3.8
0	0	—	—
9	60,039	1.1	皆増
5	25,650	0.5	88.1
0	0	—	皆減
0	0	—	皆減
29	260,093	4.6	340.0
14	60,015	1.1	61.9
134	1,391,293	24.7	83.4
2	25,355	0.4	皆増
5	90,750	1.6	皆増
147	907,915	16.1	122.1
72	810,570	14.4	101.8
109	741,650	13.2	91.7
102	563,394	10.0	101.3
9	122,326	2.2	57.8
147	973,275	17.3	118.2
3	4,293	0.1	6.5
2	5,969	0.1	皆増
598	4,245,497	75.3	106.0
732	5,636,790	100.0	99.3



04

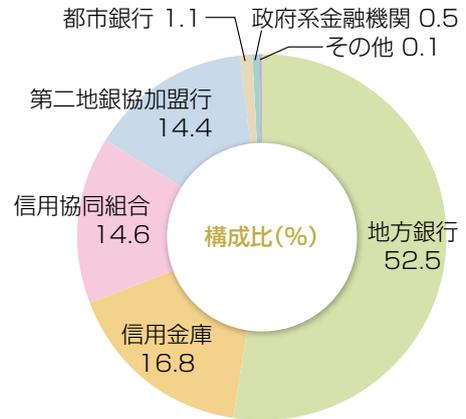
BUSINESS RESULTS

2019(令和元)年度 業務実績

金融機関群別保証状況

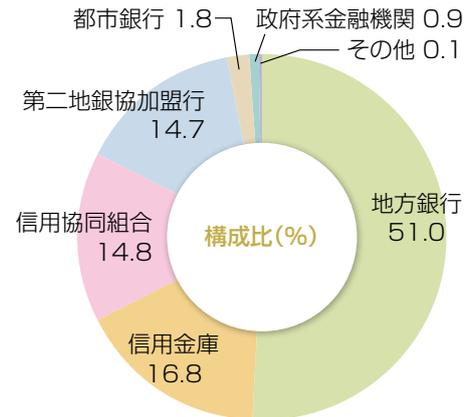
▶保証承諾

区分	件数	金額	構成比	(単位:千円、%)
				前年度比
都市銀行	45	1,464,750	1.1	63.8
地方銀行	6,364	68,364,223	52.5	96.4
第二地銀協加盟行	2,264	18,742,204	14.4	95.5
信用金庫	3,084	21,868,554	16.8	99.5
信用協同組合	2,587	19,071,811	14.6	95.4
政府系金融機関	22	714,016	0.5	134.1
その他	25	113,573	0.1	118.7
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2



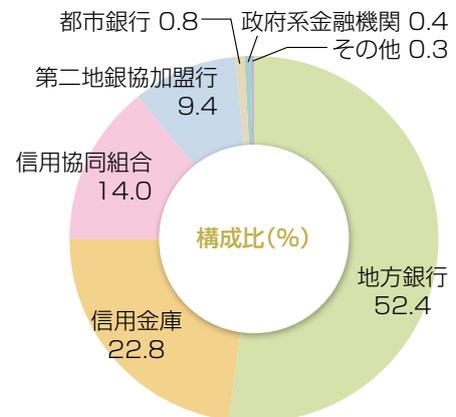
▶保証債務残高

区分	件数	金額	構成比	(単位:千円、%)
				前年度比
都市銀行	277	5,920,941	1.8	86.8
地方銀行	19,523	170,868,431	51.0	94.4
第二地銀協加盟行	7,028	49,370,522	14.7	95.2
信用金庫	9,640	56,317,279	16.8	99.4
信用協同組合	8,218	49,544,540	14.8	99.6
政府系金融機関	167	2,886,645	0.9	95.6
その他	119	415,167	0.1	98.4
合計	44,972	335,323,524	100.0	95.9



▶代位弁済

区分	件数	金額	構成比	(単位:千円、%)
				前年度比
都市銀行	4	43,814	0.8	29.7
地方銀行	329	2,955,424	52.4	94.4
第二地銀協加盟行	99	527,780	9.4	66.4
信用金庫	166	1,283,199	22.8	163.3
信用協同組合	129	787,833	14.0	100.1
政府系金融機関	4	20,001	0.4	69.9
その他	1	18,739	0.3	皆増
合計	732	5,636,790	100.0	99.3

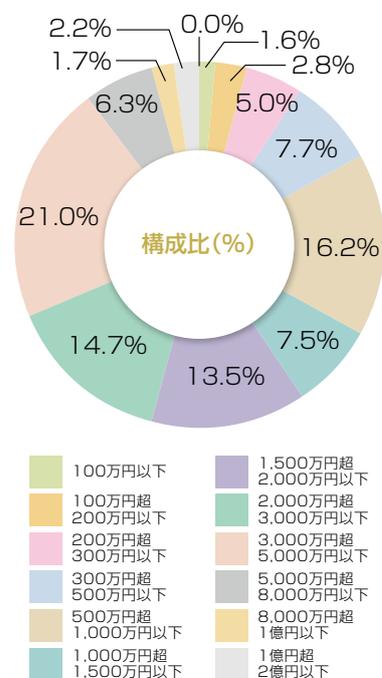


※政府系金融機関は、商工中金・日本公庫
 ※その他は、農協・県信連・信託銀行

金額別保証承諾状況

(単位:千円、%)

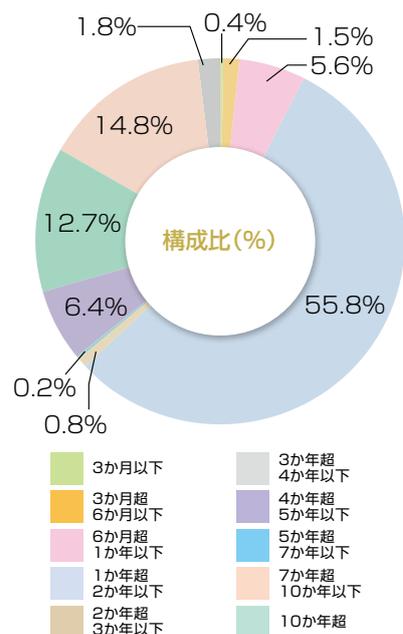
区分	件数	金額	構成比	前年度比
100万円以下	2,337	2,063,245	1.6	105.4
100万円超200万円以下	2,006	3,585,232	2.8	97.2
200万円超300万円以下	2,243	6,471,576	5.0	99.4
300万円超500万円以下	2,208	10,084,324	7.7	97.3
500万円超1,000万円以下	2,481	21,111,062	16.2	103.1
1,000万円超1,500万円以下	722	9,751,784	7.5	94.6
1,500万円超2,000万円以下	923	17,630,996	13.5	98.7
2,000万円超3,000万円以下	696	19,146,013	14.7	103.0
3,000万円超5,000万円以下	614	27,348,720	21.0	88.2
5,000万円超8,000万円以下	118	8,187,091	6.3	88.8
8,000万円超1億円以下	23	2,152,088	1.7	75.9
1億円超2億円以下	20	2,807,000	2.2	106.0
2億円超	0	0	0.0	—
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2



期間別保証承諾状況

(単位:千円、%)

区分	件数	金額	構成比	前年度比
3ヵ月以下	63	561,367	0.4	144.7
3ヵ月超6ヵ月以下	148	1,909,309	1.5	137.2
6ヵ月超1ヵ年以下	1,520	7,284,188	5.6	89.9
1ヵ年超2ヵ年以下	6,803	72,729,193	55.8	87.5
2ヵ年超3ヵ年以下	295	1,000,310	0.8	68.8
3ヵ年超4ヵ年以下	97	301,700	0.2	91.8
4ヵ年超5ヵ年以下	1,849	8,375,127	6.4	120.5
5ヵ年超7ヵ年以下	2,178	16,608,322	12.7	121.1
7ヵ年超10ヵ年以下	1,339	19,284,427	14.8	112.3
10ヵ年超	99	2,285,189	1.8	80.7
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2



04

BUSINESS RESULTS

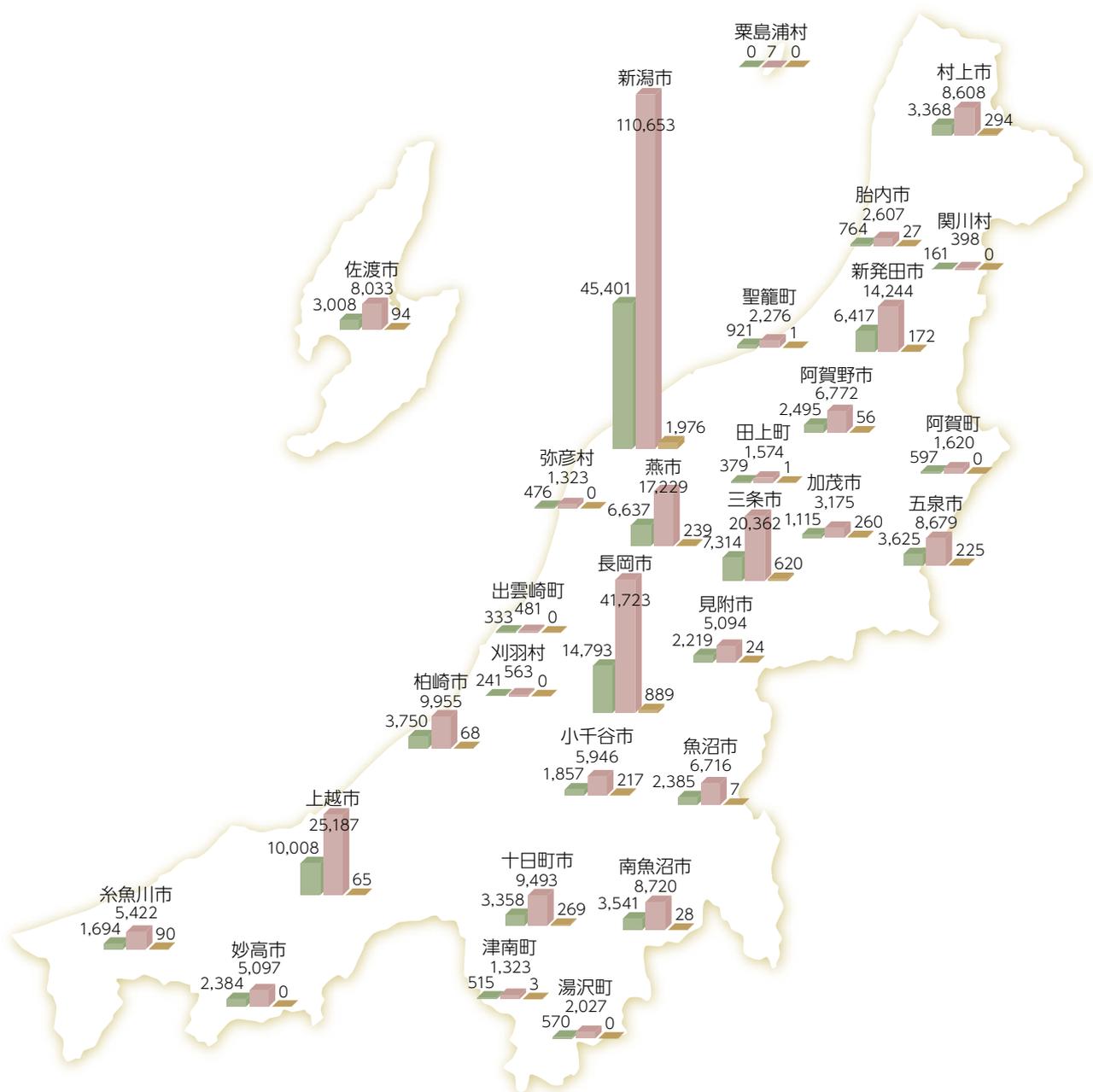
2019(令和元)年度 業務実績

市町村別保証状況

(単位:千円、%)

項目 市町村	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比	件数	金額	構成比	前年度比
新潟市	5,038	45,401,139	34.8	95.5	15,277	110,653,190	33.0	97.1	253	1,976,774	35.1	115.3
長岡市	1,567	14,793,715	11.4	85.1	5,066	41,723,870	12.4	92.9	108	889,404	15.8	158.5
上越市	1,005	10,008,474	7.7	118.5	3,134	25,187,185	7.5	94.1	26	65,838	1.2	10.5
三条市	699	7,314,938	5.6	89.3	2,551	20,362,889	6.1	91.0	69	620,989	11.0	200.5
柏崎市	473	3,750,039	2.9	99.8	1,460	9,955,395	3.0	94.1	23	68,957	1.2	18.3
新発田市	709	6,417,811	4.9	106.8	2,004	14,244,174	4.2	103.6	32	172,582	3.1	37.6
小千谷市	210	1,857,081	1.4	77.9	674	5,946,458	1.8	89.4	25	217,135	3.9	419.6
加茂市	123	1,115,314	0.9	93.7	523	3,175,248	0.9	82.8	19	260,017	4.6	532.8
十日町市	433	3,358,356	2.6	79.3	1,340	9,493,581	2.8	91.5	15	269,214	4.8	155.4
見附市	223	2,219,375	1.7	141.6	610	5,094,557	1.5	101.5	7	24,295	0.4	11.2
村上市	447	3,368,396	2.6	108.9	1,288	8,608,543	2.6	96.3	30	294,915	5.2	229.5
燕市	753	6,637,210	5.1	92.7	2,342	17,229,463	5.1	98.8	26	239,243	4.2	93.9
糸魚川市	231	1,694,089	1.3	74.9	787	5,422,612	1.6	96.1	13	90,379	1.6	1,043.9
妙高市	218	2,384,626	1.8	126.2	648	5,097,626	1.5	102.7	1	415	0.0	0.7
五泉市	383	3,625,354	2.8	108.9	1,137	8,679,416	2.6	102.3	28	225,834	4.0	235.1
佐渡市	365	3,008,455	2.3	106.3	1,290	8,033,938	2.4	97.1	19	94,014	1.7	181.0
阿賀野市	240	2,495,356	1.9	106.8	828	6,772,403	2.0	100.6	14	56,871	1.0	118.1
魚沼市	275	2,385,284	1.8	89.3	899	6,716,991	2.0	96.2	6	7,670	0.1	9.8
南魚沼市	365	3,541,032	2.7	104.3	1,064	8,720,854	2.6	96.2	7	28,883	0.5	9.5
胎内市	144	764,770	0.6	73.1	430	2,607,746	0.8	91.7	7	27,313	0.5	42.5
聖籠町	95	921,330	0.7	90.9	278	2,276,595	0.7	98.4	1	1,824	0.0	13.1
弥彦村	69	476,980	0.4	98.3	223	1,323,416	0.4	103.5	0	0	—	皆減
田上町	62	379,986	0.3	79.6	237	1,574,670	0.5	91.9	1	1,008	0.0	91.3
阿賀町	64	597,788	0.5	79.4	208	1,620,836	0.5	102.5	0	0	—	皆減
関川村	19	161,048	0.1	134.2	71	398,726	0.1	88.7	0	0	—	皆減
粟島浦村	0	0	—	—	2	7,753	0.0	86.0	0	0	—	—
出雲崎町	25	333,550	0.3	202.2	72	481,030	0.1	112.8	0	0	—	—
湯沢町	78	570,836	0.4	56.0	300	2,027,412	0.6	99.2	0	0	—	皆減
津南町	46	515,340	0.4	98.8	138	1,323,856	0.4	88.6	2	3,218	0.1	66.2
刈羽村	32	241,460	0.2	117.0	91	563,089	0.2	92.2	0	0	—	—
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2	44,972	335,323,524	100.0	95.9	732	5,636,790	100.0	99.3

- 保証承諾 (単位:百万円)
- 保証債務残高 (単位:百万円)
- 代位弁済 (単位:百万円)



主な制度別保証状況

▶保証承諾

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	3,349	46,326,590	35.5	89.5
事業者カードローン当座貸越根保証	1,853	8,719,300	6.7	83.3
無担保当座貸越根保証	544	15,643,100	12.0	77.6
小口零細企業保証	2,040	6,345,357	4.9	103.5
創業関連保証	562	2,145,618	1.6	99.2
創業等関連保証	2	28,000	0.0	116.2
経営安定関連保証	238	2,972,542	2.3	454.8
中小企業特定社債保証	9	552,000	0.4	100.0
流動資産担保融資保証	27	1,132,000	0.9	82.2
県制度	2,108	18,973,686	14.6	144.1
合計	14,391	130,339,131	100.0	96.2

▶保証債務残高

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	7,374	100,371,707	29.9	95.3
事業者カードローン当座貸越根保証	4,269	19,669,015	5.9	91.9
無担保当座貸越根保証	1,285	34,454,616	10.3	105.0
小口零細企業保証	7,801	14,167,708	4.2	110.1
創業関連保証	2,313	6,133,695	1.8	108.9
創業等関連保証	141	480,935	0.1	74.2
経営安定関連保証	4,211	28,072,016	8.4	72.8
中小企業特定社債保証	87	4,598,080	1.4	93.5
流動資産担保融資保証	38	1,285,683	0.4	82.1
県制度	8,733	51,822,940	15.5	97.6
合計	44,972	335,323,524	100.0	95.9

▶代位弁済

(単位:千円、%)

制度名	件数	金額	構成比	前年度比
当座貸越根保証	76	1,154,355	20.5	103.0
事業者カードローン当座貸越根保証	47	216,299	3.8	113.6
無担保当座貸越根保証	12	243,255	4.3	88.1
小口零細企業保証	74	131,302	2.3	140.0
創業関連保証	40	112,380	2.0	100.0
創業等関連保証	9	26,583	0.5	132.8
経営安定関連保証	194	1,827,446	32.4	96.7
中小企業特定社債保証	0	0	—	—
流動資産担保融資保証	1	13,786	0.2	57.4
県制度	150	904,530	16.0	89.9
合計	732	5,636,790	100.0	99.3

05

SETTLEMENT

2019(令和元)年度 決算報告



貸借対照表(2020(令和2)年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	450,081	基本財産	39,504,730,114
現金	450,081	基金	7,867,835,662
小切手	0	基金準備金	31,636,894,452
預け金	5,676,989,165	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	16,528,475,717
普通預金	2,778,300,824	責任準備金	2,022,979,208
通知預金	0	求償権償却準備金	457,897,186
定期預金	2,700,000,000	退職給与引当金	884,185,412
郵便貯金	198,688,341	損失補償金	5,207,492,724
金銭信託	0	保証債務	335,323,524,261
有価証券	54,586,590,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	13,496,690,000	損失補償補てん金	0
社債	41,085,900,000	借入金	0
株式	4,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	2,201,612,421	雑勘定	5,962,168,416
事業用不動産	2,131,176,728	仮受金	3,340,403
事業用動産	70,435,693	保険納付金	137,569,214
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	11,812,087
損失補償金見返	5,207,492,724	未経過保証料	5,746,592,928
保証債務見返	335,323,524,261	未払保険料	1,688,461
求償権	1,799,762,388	未払費用	61,165,323
譲受債権	0		
雑勘定	1,095,031,998		
仮払金	9,784,479		
保証金	0		
厚生基金	110,864,200		
連合会勘定	4,808,399		
未収利息	58,701,582		
未経過保険料	910,873,338		
合 計	405,891,453,038	合 計	405,891,453,038

貸借対照表の用語解説

現金・預け金

業務費、代位弁済等の支払準備資金となります。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として社債・地方債を保有しています。

求償権

代位弁済した金額から、回収金、保険金および損失補償金受領分を控除したものです。

未経過保険料

当年度中に(株)日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。基本財産は、基金と基金準備金から構成され、そのうちの基金は県・市町村からの出捐金と金融機関からの負担金で成り立っています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降に係わる保証料を計上しています。

収支計算書(2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
経常収入		4,281,504,854
保証料	3,208,690,334	
預け金利息	313,926	
有価証券利息・配当金	412,667,796	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	57,721,607	
事務補助金	7,520,019	
責任共有負担金	547,232,000	
雑収入	47,359,172	
経常支出		3,599,388,959
業務費	1,603,474,120	
役職員給与	820,588,828	
退職給与引当金繰入	59,773,638	
その他人件費	212,038,841	
旅費	6,596,292	
事務費	292,827,991	
賃借料	94,235,409	
動産・不動産償却	20,208,691	
信用調査費	14,019,320	
債権管理費	29,008,662	
指導普及費	38,869,748	
負担金	15,306,700	
借入金利息	0	
信用保険料	1,896,047,678	
責任共有負担金納付金	98,217,781	
雑支出	1,649,380	
経常収支差額		682,115,895
経常外収入		7,553,738,849
償却求償権回収金	206,127,563	
責任準備金戻入	2,115,848,278	
求償権償却準備金戻入	543,361,701	
求償権補てん金戻入	4,688,354,479	
保険金	4,342,980,642	
損失補償補てん金	345,373,837	
補助金	0	
その他収入	46,828	
経常外支出		8,046,750,781
求償権償却	5,519,814,971	
譲受債権償却	0	
有価証券償却	0	
雑勘定償却	38,941,007	
退職金	4,986,015	
責任準備金繰入	2,022,979,208	
求償権償却準備金繰入	457,897,186	
その他支出	2,132,394	
経常外収支差額		△ 493,011,932
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		0
当期収支差額		189,103,963
収支差額変動準備金繰入額		94,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額		95,103,963

収支計算書の用語解説

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち該当決算期間に対応する額です。(当期受入保証料+前期末未経過保証料-当期末未経過保証料を計上しています。)

預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の利息配当金です。

信用保険料

(株)日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料を計上しています。)

求償権補てん金戻入

代位弁済に伴い、(株)日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金を計上しています。

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。一般企業における貸倒引当金に相当するものです。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています(洗替え方式)。

当期収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものです。一般企業の利益にあたるものです。

財産目録 (2020(令和2)年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	450,081	責任準備金	2,022,979,208
預け金	5,676,989,165	求償権償却準備金	457,897,186
金銭信託	0	退職給与引当金	884,185,412
有価証券	54,586,590,000	損失補償金	5,207,492,724
その他有価証券	0	保証債務	335,323,524,261
動産・不動産	2,201,612,421	求償権補てん金	0
損失補償金見返	5,207,492,724	借入金	0
保証債務見返	335,323,524,261	雑勘定	5,962,168,416
求償権	1,799,762,388		
譲受債権	0		
雑勘定	1,095,031,998		
合計	405,891,453,038	合計	349,858,247,207
		正味財産	56,033,205,831



INFORMATION

信用保証制度等のご案内



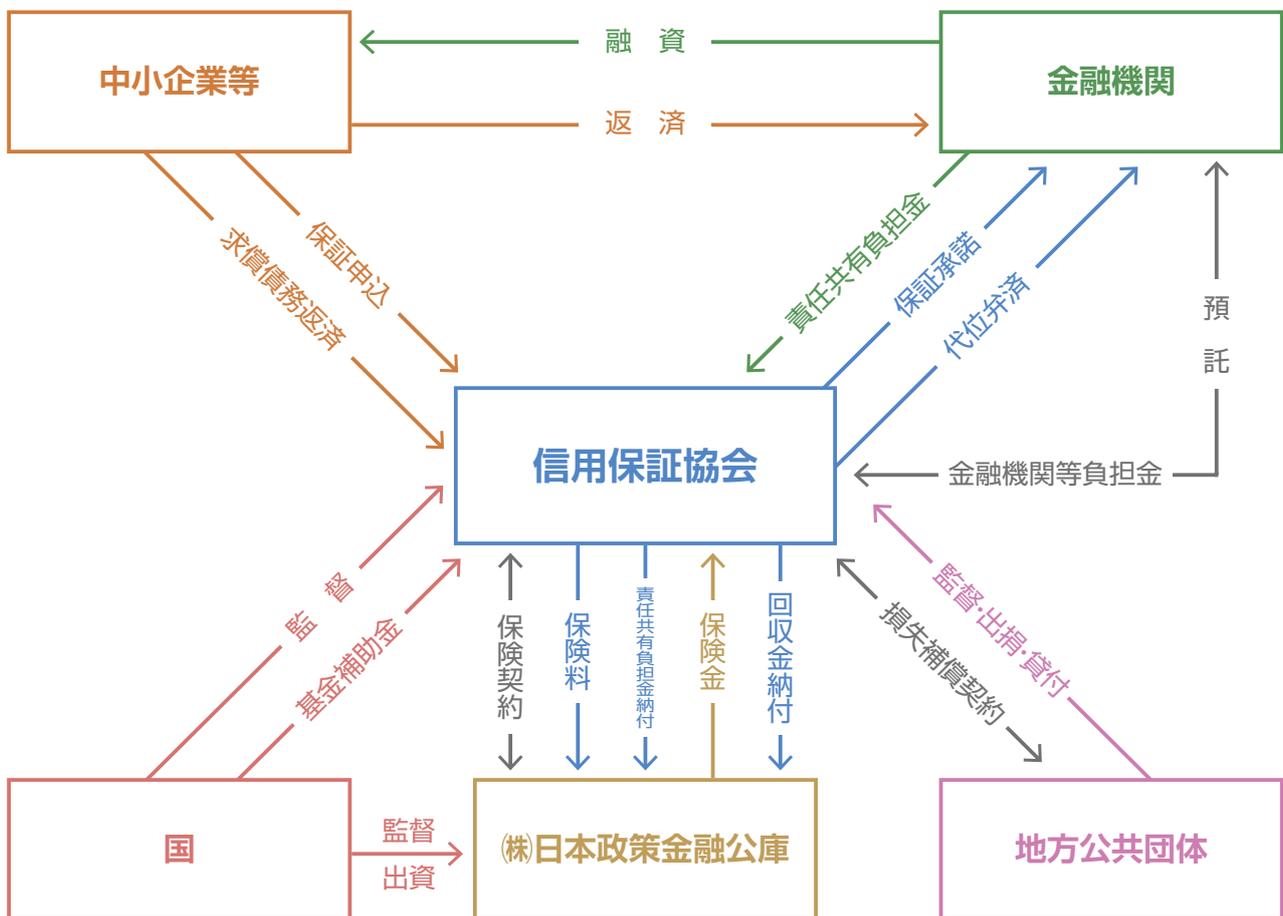
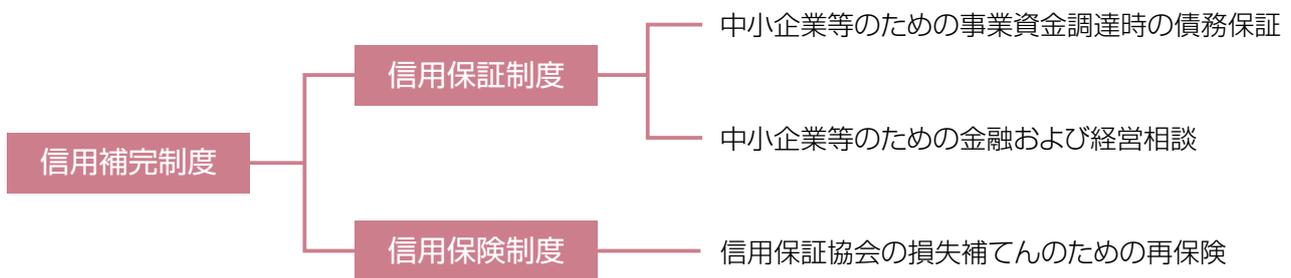
06

INFORMATION

信用保証制度等のご案内

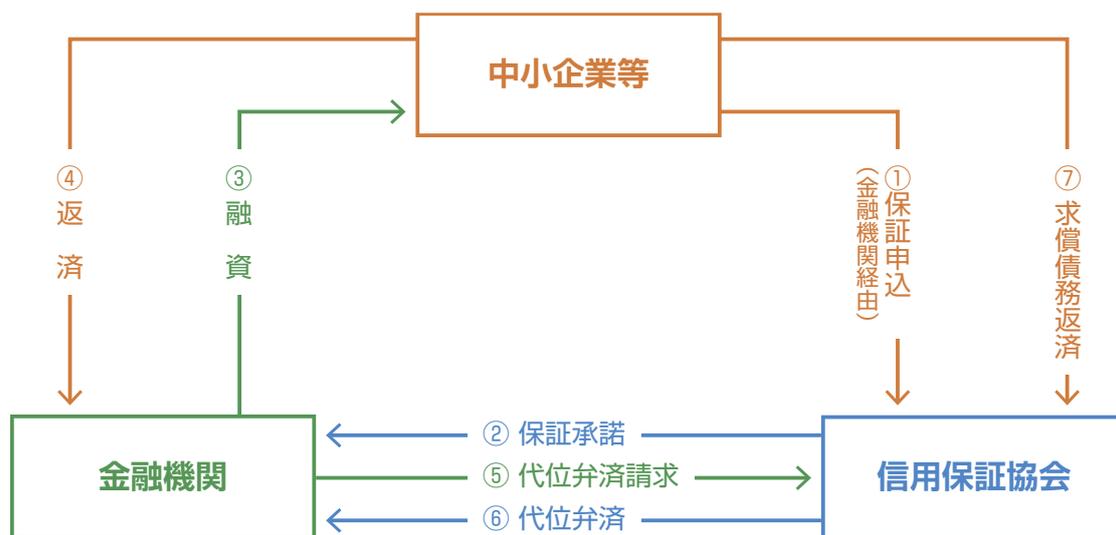
信用補完制度

信用補完制度とは、中小企業等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が(株)日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度と言います。



信用保証・信用保険制度

「信用保証制度」のしくみ



- ① 中小企業等は、金融機関を経由して信用保証の申込をします。
(なお、信用保証の申込前に金融機関と信用保証協会では保証申込についての事前相談があります。)
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否をきめ、金融機関へ通知します。
- ③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業等へ融資を行います。この時、中小企業者の方には信用保証料を負担していただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤～⑥ 事業上の都合で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業等に代わり金融機関へ借入金を弁済します。
- ⑦ その後、中小企業等とご相談しながら信用保証協会へ返済していただきます。

「信用保険制度」のしくみ



- ① 日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者の方からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証業務の概要

信用保証をご利用いただける方

▶ 企業規模

法人の場合は「資本金又は出資金」及び「常時使用する従業員」のいずれか一方が、つぎの条件に該当していればご利用いただけます。

個人の場合は、「常時使用する従業員」がつぎの条件に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	—	300人以下 (個人は100人以下)

政令特例業種	資本金又は出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

▶ 業 種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としており、ほとんどの業種がご利用いただけます。一部対象にならない業種もありますので、不明な場合は当協会担当窓口までご照会ください。

▶ 所在地・業歴

新潟県内に、本店または事業所を有し事業を行っている法人企業、もしくは現に居住している住居または事業所のいずれかを有し事業を行っている個人企業の方であればご利用いただけます。

また、「創業等関連保証」、「創業関連保証」、「再挑戦支援保証」については、創業前からご利用いただけます。

▶ 許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、許認可等を受けていることが必要です。

信用保証の内容

▶保証限度額

中小企業者等に対する保証限度額は次のとおりです。

一般保証

個人・法人 2億8千万円

組合 4億8千万円

この他、上記限度額とは別枠で扱うことのできる保証もありますので、詳しくは当協会担当窓口までご照会ください。

▶資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

▶保証期間

一般保証の場合は原則として、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

ただし、一部の保証制度の中には、その期間を超えてご利用ができるものもあります。

▶連帯保証人

原則として、法人代表者(代表理事)以外の連帯保証人は必要ありません。

また、担保提供者については、法人代表者および特別な事情がある場合を除き連帯保証は必要ありません。

【経営者保証を不要とする取扱いについて】

「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を廃止し、平成30年4月から保証時、期中時および事業承継時において、経営者保証を不要とする新たな運用・制度を開始しています。

なお、つぎの①～③の取扱いのほか、状況に応じて信用保証協会が経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認めた場合には、経営者保証を不要とすることができます。

①保証時

- ・金融機関連携型【BK連携型】
- ・財務要件型無保証人保証制度【財務型】
- ・担保充足型【担保型】

②期中時(事業承継時を除く)

- 借換え 【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う
- 条件変更 【BK連携型】により経営者保証の解除を行う

③事業承継(代表者交代)時

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証参加は行いません。

ただし、旧代表者の保証解除要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は、基本的に旧代表者の保証を解除します。

▶担保

必要に応じて土地・建物等を提供していただきます。

なお、信用保証協会が設定する担保権のほかに、金融機関が設定する担保権を保証条件とする場合もあります。

責任共有制度

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有することで、連携して中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業等に対する適切な支援を行うこと等を目的として、導入したものです。責任共有制度対象となる信用保証協会の保証付き融資は一部の保証制度を除いて実質80%保証となります。

責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関には、いずれかの方式を選択していただいております。

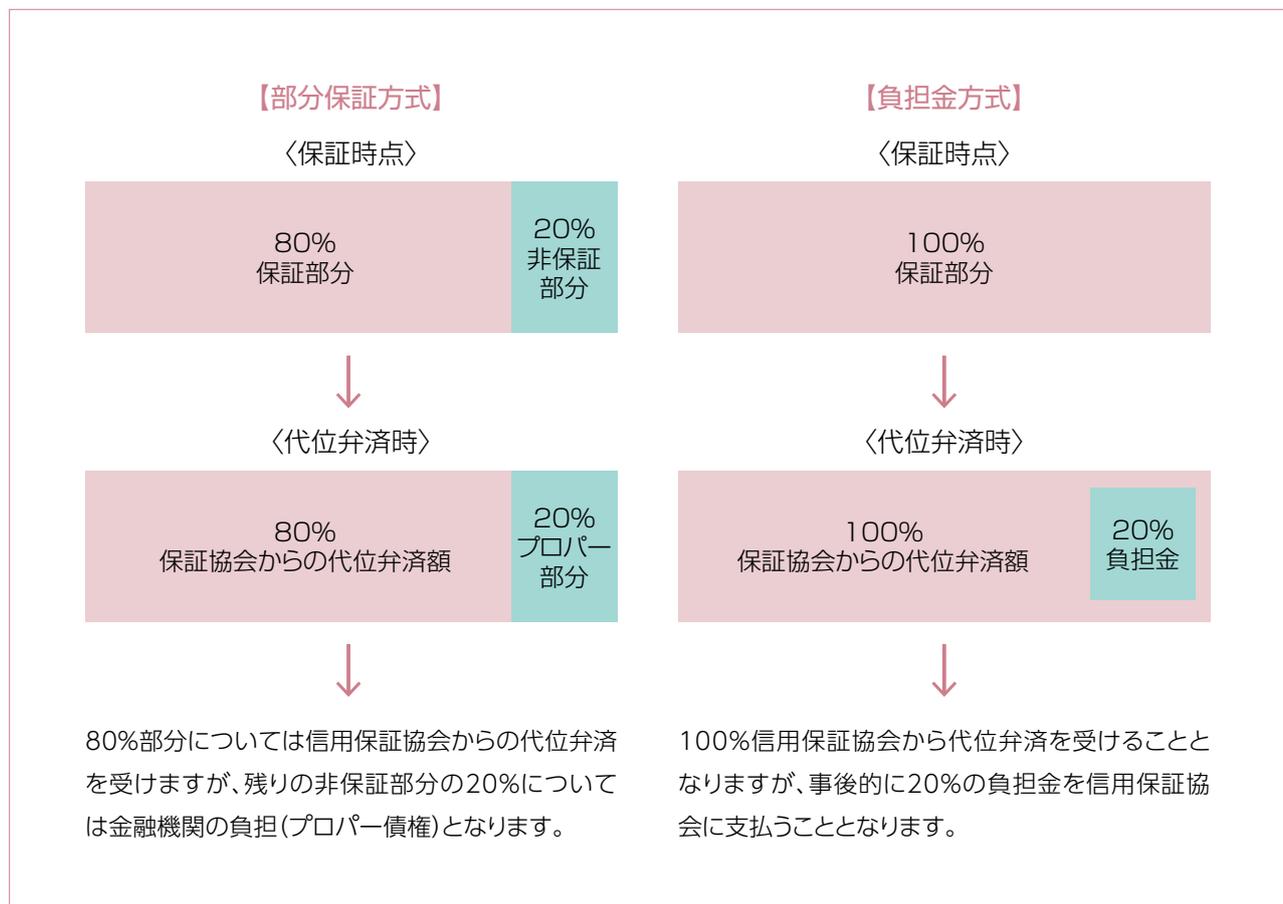
◆ 部分保証方式

金融機関が行う個別融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

◆ 負担金方式

金融機関の過去の保証利用実績に応じて一定の負担金を納付する方式

金融機関の負担部分イメージ図



責任共有制度対象外の制度について

次に掲げる保証制度については、国の政策目的に照らし責任共有制度の対象外として100%保証を継続しています。

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)第1号~4号、第6号
- 災害保証
- 創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証制度
- 経営力強化保証※1
- 事業再生計画実施関連保証※1
 - ※1 責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合に限りです。
- 危機関連保証

部分保証制度を前提とした保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証等)については、金融機関の方式選択にかかわらず、部分保証となり、保証割合は80%となります。

小口零細企業保証

小規模企業保証制度は、責任共有制度対象外(保証割合100%)の保証制度です。小規模企業者のみならず中小企業者も対象となるため、ぜひご利用ください。

1 信用保証料率の割引	2 担保不要	3 保証人不要
所定保証料率から 0.10%割引 (2021年3月31日まで)	原則として、 担保は不要 です。	原則として、 保証人は不要 です。

ご利用いただける方

従業員数 20人以下	卸売・小売・サービス業 5人以下 (卸売業・小売業は20人以下)
----------------------	---

ご利用いただける保証額

すでに利用いただいている保証残高をふくむ合計
2,000万円まで

中小企業とともに歩む保証パートナー
新潟県信用保証協会

創業等関連保証

創業を応援します

創業等関連保証 創業関連保証

後援会では、これから創業する方や創業後5年を経過しない中小企業の方を対象とした「信用保証制度(創業等関連保証)」「創業関連保証」をご用意し、資金調達のお手伝いをしています。

創業等関連保証	創業関連保証
保証限度額 1,500万円	保証限度額 2,000万円

信用保証料率の割引 所定保証料率から **0.20%割引**
(2021年3月31日まで)

中小企業とともに歩む保証パートナー
新潟県信用保証協会

信用保証料

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業等の委託に基づいて行う信用保証の対価として、委託した中小企業等の方からお支払いいただきます。

この信用保証料は、信用保証協会の適正な運営を行うため直接利用者に負担していただく唯一の収入で、日本公庫の信用保険料、信用保証協会の業務費、損失負担(代位弁済等)に充てられるものです。中小企業等は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けたとき、所定の信用保証料を金融機関経由で信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業等の経営状況に応じて9区分になっています。

信用保証料率の決定に当たっては、CRD(中小企業信用リスク情報データベース)のリスク評価モデルを利用しています。(※)

また、ご利用いただく制度によって適用される信用保証料率が変わります。

流動資産担保融資保証や創業関連保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された定率の信用保証料率となっています。

(※) CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

▶1. 責任共有制度対象の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※1 特殊保証とは、カードローン根保証、当座貸越根保証等の極度設定のある貸付、割引(根保証形式のもの)をいいます。

▶2. 責任共有制度対象外の保証

【リスク考慮型基準料率】

	信用保証料率区分(年:%)								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

信用保証料率の割引

つぎの信用保証制度等について、信用保証料率の割引を実施しております。詳しくは、当協会担当窓口にご照会ください。

- ① 「会計参与の設置」を確認できる場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※1
- ② 担保の提供がある場合は、0.10%割引いた料率を適用します。
- ③ 「小口零細企業保証」をご利用される場合は、併用する保証制度の責任共有外保証料率から0.10%割引いた料率を適用します。※2
- ④ 商工提携保証「スクラム」をご利用される場合は、0.15%割引いた料率を適用します。(小口零細企業保証制度に準拠のため)※2
- ⑤ 損失補償のある新潟県制度融資(保証付きを条件とする制度)、市町村特別保証制度および商工貯蓄共済小口融資斡旋制度の責任共有保証料率については、基準料率から0.10%割引いた料率を適用します。
- ⑥ 「創業等関連保証」、「創業関連保証」をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%を割引いた料率を適用します。※2
- ⑦ 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証をご利用される場合は、所定保証料率から0.20%割引いた料率を適用します。※2
- ⑧ 地方創生応援社債保証をご利用される場合は、0.10%割引いた料率を適用します。※2
- ⑨ 特定経営承継準備関連保証をご利用される場合は、0.20%割引いた料率を適用します。※2
- ⑩ 事業承継サポート保証をご利用される場合は、0.20%割引いた料率を適用します。※2

※1 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金については、この割引は適用しません。

新型コロナウイルス感染症対応資金要綱例に基づく新潟県制度融資にかかる保証および事業承継特別保証制度における特別料率表の特別保証料率を適用する場合は、この割引は適用しません。

※2 2020年4月1日から2021年3月31日まで保証申込(正式申込)を受付した保証が対象となります。



06

INFORMATION

信用保証制度等のご案内

信用保証料の計算

信用保証料は、保証金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

※確定日保証の場合は、保証期間を「日数」、12か月を「365日」に置き換えます。

一括返済 信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)

分割返済 信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)×分割返済回数別係数

計算例

保証金額10,000千円 保証期間60か月 返済方法6か月据置後
毎月185千円 最終回195千円 保証料率1.15%の信用保証料率は次のようになります。

①据置期間中の信用保証料

$$10,000\text{千円} \times 1.15\% \times 6\text{か月} \times 1/12 = 57,500\text{円}$$

②分割返済期間中の信用保証料

$$10,000\text{千円} \times 1.15\% \times (60\text{か月} - 6\text{か月}) \times 1/12 \times 0.55 = 284,625\text{円}$$

信用保証料合計 ①+②=342,125円

分割返済回数別係数

回数別区分	係数	
	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



主な保証制度 (2020(令和2)年9月1日現在)

事業資金を借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
一般保証	通常の運転資金・設備資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運 転 設 備	原則として7年以内 原則として10年以内	※ 年0.45% ~1.90%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を必要としない保証	2億8,000万円	事業資金	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内	年0.45%~ 1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

スピーディーに借り入れしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
当座貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	2億5,000万円	運 転 設 備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%~ 1.62%
無担保当座貸越根保証 (貸付専用型)	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生する当座貸越債務の保証	8,000万円以内	運 転 設 備	2年以内 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%~ 1.62%
事業者カードローン 当座貸越根保証	貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証	2,000万円以内	運 転 設 備	1年または2年 (更新による期間延長の場合、当初貸付日から6年を超えない範囲で延長することができます)	年0.39%~ 1.62%
小規模企業者カード ローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】 100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】 300万円 (50万円以上300万円以下)	運 転 設 備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%~ 1.62%

大口の資金を長期で借りたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
長期経営資金保証	長期的展望に基づく運転または設備資金に対応する長期かつ大口の保証	2億円 (1件あたり、2,000万円以上、100万円単位)	運 転 設 備	5年以上15年以内 5年以上20年以内	※ 年0.45% ~1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

06

INFORMATION

信用保証制度等のご案内

資金繰りを改善したい。経営を安定させたい。

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
借換保証	既往借入金を借り換えまたは一本化することにより、資金繰りを安定させるための保証	個人・法人 2億8,000万円 (中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定に係る場合は3億8千万円) 組合 4億8,000万円	運転設備	原則として10年以内 ただし条件変更改善型借換保証は15年以内 経営安定関連保証による借換→原則として10年以内 その他一般の保証による借換→対応する保証制度の取扱いに準ずる ※条件変更改善型借換保証は15年以内	※ 年0.45% ~1.90%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
危機関連保証	全国規模の危機時に迅速に対応する保証	2億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	10年以内	年0.80%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した次のいずれかに該当した方について行う保証 ・市町村長の認定書が必要 ①再生手続開始申立等関係(取引先の倒産) ②取引先企業の事業活動の制限 ③災害に係る指定地域の特定業種 ④災害に係る指定地域 ⑤全国的な不況業種 ⑥破綻金融機関等と取引を行っており、事業資金の調達に支障をきたしている場合 ⑦金融取引の調整 ⑧金融機関の貸付債権の譲渡	①~⑤、⑦、⑧ 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ⑥ 3億8,000万円	経営の安定に必要な事業資金	原則として10年以内	①~④、⑥ 年0.80% ⑤、⑦、⑧年 0.65%
災害保証	風災害、水害、地震災害等政令で定めた激甚災害により被害を受けた中小企業の方の事業再建に必要な資金について行う保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業の再建に必要な資金	原則として10年以内	年0.80%

事業の再生を図りたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
再挑戦支援保証	経営状況の悪化により事業の廃止・法人の解散を経験した方が、再起業する際に必要となる資金について行う保証	2,000万円 (創業関連保証の保証債務残高を合算して)	運転設備	10年以内	年0.80%

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業再生支援協議会等において作成された事業再生計画に基づき、中小企業者の資金調達を支援する保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金	15年以内	※年0.65%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

売掛債権や在庫を担保に借りたい

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
流動資産担保融資保証	中小企業者が有している棚卸資産、売掛債権を担保とした融資に対する保証 (1)根保証型 (2)個別型	2億円 (ただし、本制度で設定可能な借入れ限度額は2億5,000万円)	事業資金	根保証型 1年間 個別型 1年以内	年0.68%

社債を発行して資金調達したい

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	社債(私募債)について、債務保証を行う保証	4億5,000万円 (社債総額5億6,000万円の8割が保証金額) 1回の最低発行額は3,000万円(但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円)	運転設備	2年～7年(年単位)	有担保 年0.35%～ 1.80% 無担保 年0.45%～ 1.90%

小規模企業向けの保証制度

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
特別小口保証	担保も保証人も取り入れないで行う保証(無担保・無保証人)	2,000万円	運転 設備	7年以内 ----- 10年以内	年0.60% (※年0.48%)
小口零細企業保証	小規模企業者の方への安定的な資金調達のための保証	2,000万円 (但し、既保証債務残高を含む)	運転 設備	10年以内	年0.50%～ 2.20%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%～ 1.62%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

創業するための資金調達がしたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率
創業等関連保証	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始する方に対して行う保証	1,500万円	運転 設備	10年以内	年0.80%
創業関連保証	個人による創業および新たに会社を設立して事業を開始する方に対して行う保証	2,000万円 (再挑戦支援保証の保証債務残高を合算して)	運転 設備	10年以内	年0.80%
小規模企業者カードローン当座貸越根保証	小規模企業者の資金繰りを安定させるため、貸越極度額や保証期間(取扱期間)を定め、反復継続して発生するカードによる当座貸越債務の保証 [創業者枠]…創業後1年未満の方が利用できる保証 [一般枠]…創業後1年以上の方が利用できる保証	【創業者枠】100万円 (50万円以上100万円以下) 【一般枠】300万円 (50万円以上300万円以下)	運転 設備	[創業者枠] 1年間 (更新による期間延長の場合、3年超の取り扱い不可) [一般枠] 2年間 (更新による期間延長の場合、6年超の取り扱い不可)	年0.39%～ 1.62%

06

INFORMATION

信用保証制度等のご案内

事業承継のための資金を借りたい

(一般の保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
特定経営承継関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じている、中小企業者の代表者を行う保証	2億8,000万円	運転	10年以内	年0.45%~ 2.20%
			設備	15年以内	
事業承継サポート保証	持株会社方式による事業承継に際して行う保証	2億8,000万円	持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金及び付帯費用資金	15年以内	年0.45%~ 1.90%
事業承継特別保証制度	事業承継時に一定の要件のなか、経営者保証を不要とする保証	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	0.45%~ 1.90% ※0.20%~ 1.15% (※経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合)

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
経営承継関連保証	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じている、会社または個人を行う保証	2億8,000万円	運 転	10年以内	年0.45%~ 2.20%
			設 備	15年以内	

海外展開をサポート

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
海外投資保証	中小企業者が海外生産等の海外投資に関する資金調達の円滑化を図るための保証	個人・法人 組合 2億円 4億円	運 転 設 備	10年以内	※ 年1.00%

※責任共有保証料率の基準保証料率を記載しています。

地域経済の活性化を図るために

(特別保証制度)

保証制度名	保証制度の概要	保証限度額	資金用途	保証期間	保証料率
地方創生応援社債保証	雇用の促進など「地方創生」に対する取り組みを行う方の事業発展に、社債による長期かつ安定的な事業資金を供給する保証	4億5千万円 (注)ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。	事業資金	7年以内	0.45%~ 1.90%

07

COMPLIANCE

コンプライアンス態勢について



07 COMPLIANCE コンプライアンス態勢について

コンプライアンス態勢について

当協会では、公共的使命と社会的責任を果たすべく、法令や規則を遵守して業務を遂行することを目的とし、コンプライアンス態勢を構築しています。

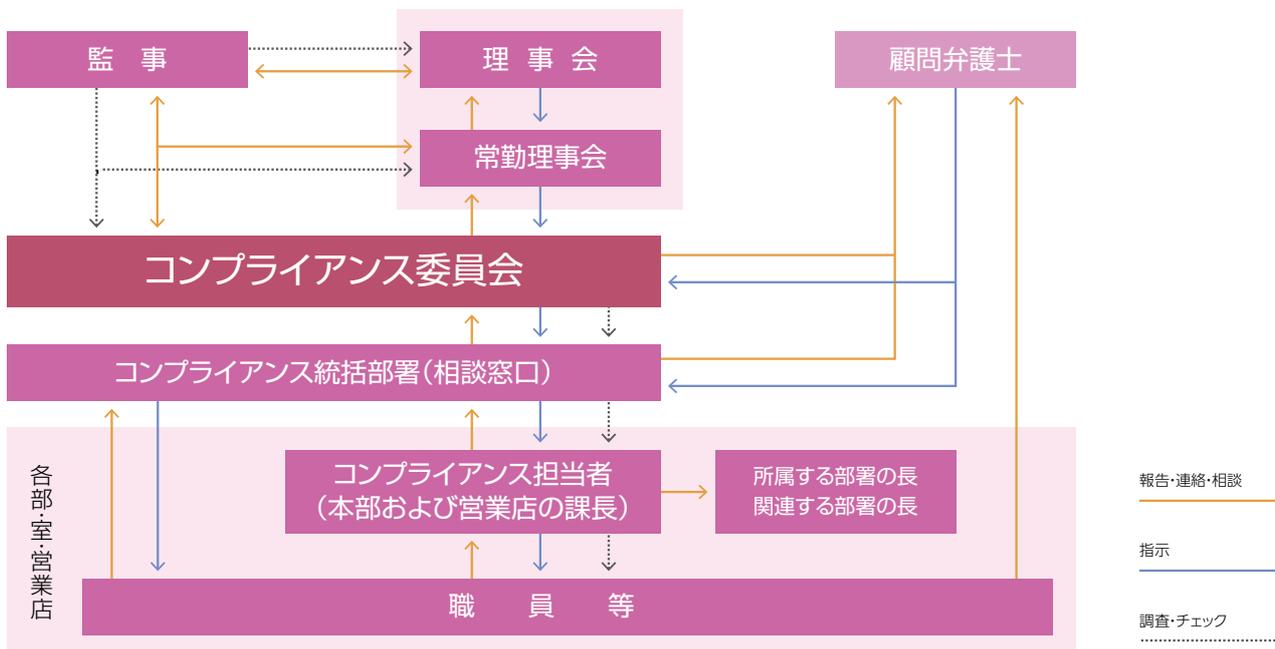
中小企業の皆さまと地域経済のより一層の発展に貢献するため、役職員一丸となって更なる努力を続けてまいります。

新潟県信用保証協会倫理憲章

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。



コンプライアンス組織体制図



個人情報の保護について

当協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客さまの個人情報の保護に全力で取り組んでおります。

— 個人情報保護宣言 —

新潟県信用保証協会（以下、「協会」という。）は、中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借入れる際に、公的な保証人となり金融の円滑化を図ることを主たる業務とする特殊法人であります。

協会は信用保証業務の適切な運営を図るため、お客様の個人情報を適正に取得し利用する等させていただいておりますが、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び同法施行令等の趣旨を最大限に遵守し、協会が保有する個人情報の適正な保護と利用に努めてまいります。

（平成17年4月1日宣言）

個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データの安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

1. 個人データについては、個人情報保護法等を遵守して厳重管理します。
2. 当協会は、個人データの安全管理の一元管理を図る体制を構築します。
3. 当協会は、当協会の役職員として取るべき行動を具体的に示すものとして、別途「個人データ管理規程」を制定します。
4. 当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修等を行います。
5. 当協会は、本基本方針の遵守状況等を定期的に点検・評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
6. 当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。
7. 当協会における安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口は以下のとおりです。
 - ・ 住 所 新潟市中央区古町通7番町1010番地
 - ・ 電話番号 025-210-5131
 - ・ 部署名 企画総務部 総務課

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

(平成17年4月1日制定)

(平成29年5月30日最終改正)

記

①当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ▶法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ▶お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

- | | |
|--|---|
| (1) 経営・金融・各種制度利用の相談の受付 | (10) 市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施 |
| (2) 保証申込・条件変更申込の受付 | (11) 各種保証制度利用のご提案 |
| (3) 保証利用資格の確認 | (12) 保証料の返戻 |
| (4) 保証・条件変更の審査 | (13) 求償権の行使 |
| (5) 保証・条件変更の決定 | (14) 信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続 |
| (6) 保証取引の継続的な管理 | (15) 産業競争力強化法第127条に基づく認定支援機関との事業再生支援に係る相談業務 |
| (7) 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 | (16) その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営 |
| (8) 取引上必要な各種郵便物の送付 | |
| (9) 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供 | |

②各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用する等、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

③個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- (1) 信用保証委託申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- (2) お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- (3) 債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

④ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課 (電話番号)025-210-5131

⑤個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- (1) 行方不明先等の調査業務
- (2) 債権管理回収業務

⑥個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、所定の様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

⑦共同利用に関する事項(法第23条5項3号関係)

法第23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1)共同利用される個人データの項目

- ア. 創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後に提出する書類に記載された情報
- イ. 財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ウ. 保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- エ. 条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- オ. 事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- カ. 代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報

- キ. 求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ク. その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2)共同利用者の範囲

- ア. 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
- イ. 一般社団法人 全国信用保証協会連合会

(3)利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4)個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人 全国信用保証協会連合会

⑧当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

(1)当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称

新潟県信用保証協会

(2)すべての保有個人データの利用目的

- ①をご参照ください。(P55)

(3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただきます。

ア. 開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。

なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

住所 〒951-8640 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地 新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課

電話番号 025-210-5131

イ. 開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等

「開示等の請求等」を行う場合は、当協会所定の申請書に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(※)を添付してください。

(※)運転免許証、パスポートのコピー 1通

例示した確認書類は原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

ウ. 代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類を添付してください。

▶法定代理人の場合

- ▶成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ▶法定代理権があることを確認するための書類 1通
(例)戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー(※) 1通
- ▶未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類 1通
(例)法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通

▶委任による代理人の場合

- ▶当協会所定の代理人選任届 1通
- ▶本人の印鑑証明書 1通
- ▶代理人本人であることを確認するための書類 1通
(例)代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※) 1通

例示した確認書類は原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

エ. 開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

▶1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

オ. 開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

カ. 開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にもとない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手料をいただきます。

- ▶申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないとき等、本人確認ができない場合
- ▶代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ▶所定の申請書類に不備があった場合
- ▶開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ▶本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ▶当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ▶他の法令に違反することとなる場合

⑨ 苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)**(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先**

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

ア. お電話による場合

新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課
電話番号 025-210-5131

イ. お手紙による場合

〒951-8640
新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟県信用保証協会 企画総務部 総務課

⑩ 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

反社会的勢力の排除について

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け、反社会的勢力排除の取り組みを強化しています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスターやリーフレットを制作し、中小企業等および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

《反社会的勢力とは》

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ◆暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ◆暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ◆自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者



ORGANIZATION

組織体制

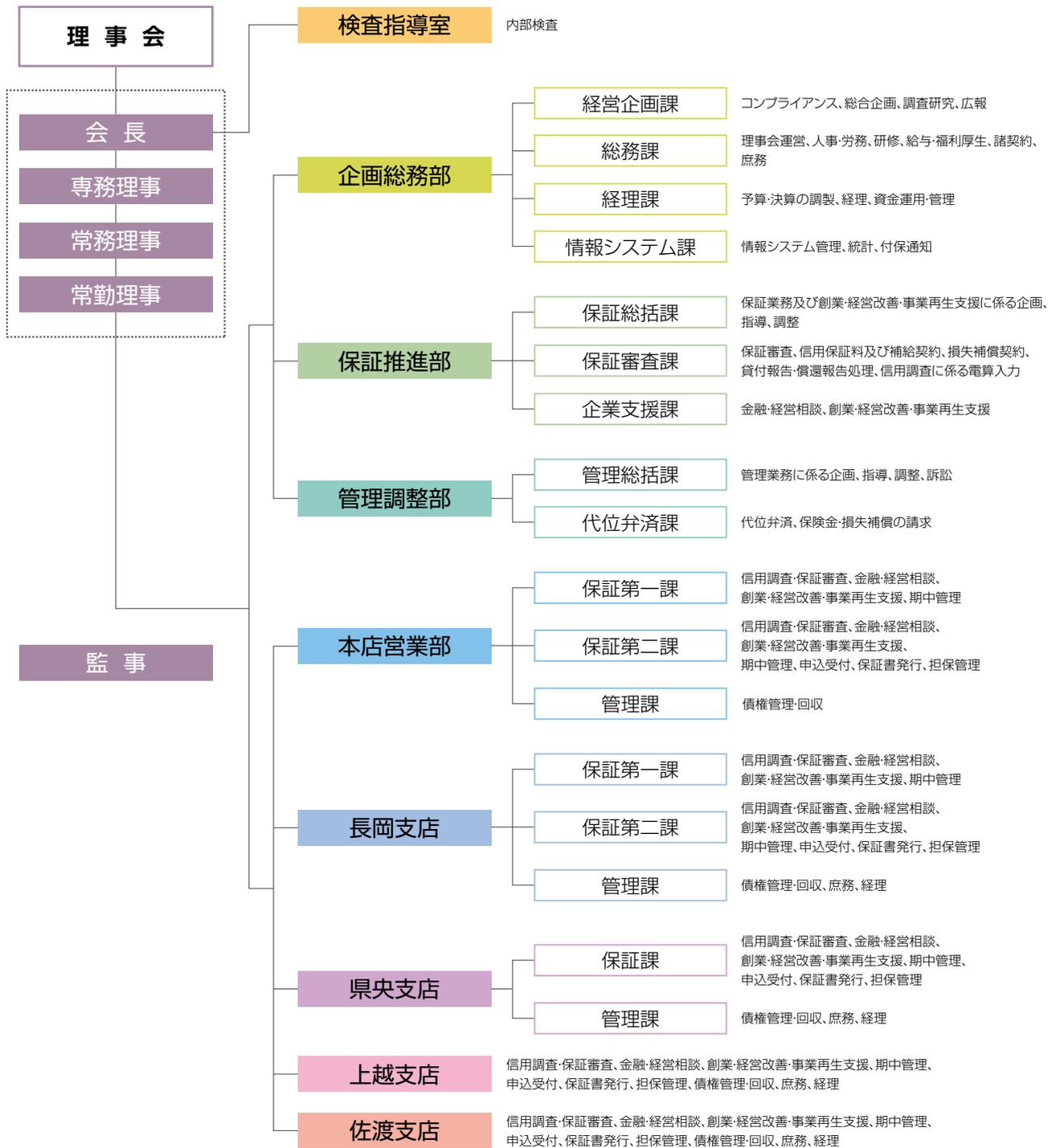


役員名簿 (令和2年7月21日現在)

役員及び顧問 (理事15名、監事3名、顧問1名)

会 長	坂 井 康 一	常 勤
専 務 理 事	田 村 定 文	常 勤
常 務 理 事	福 本 健 治	常 勤
理 事	上 村 一 彦	常 勤
理 事	橋 本 一 浩	新潟県産業労働観光部長
理 事	久 住 時 男	新潟県市長会会長
理 事	小 林 則 幸	新潟県町村会会長
理 事	笠 原 義 宗	新潟県議会産業経済委員長
理 事	福 田 勝 之	新潟県商工会議所連合会会頭
理 事	並 木 富 士 雄	新潟県銀行協会会長
理 事	佐 藤 勝 弥	北越銀行取締役頭取
理 事	石 田 幸 雄	大光銀行取締役頭取
理 事	阿 部 隆	新潟県信用金庫協会会長
理 事	長谷川 了	新潟県信用組合協会会長
理 事	伊 澤 哲 也	商工組合中央金庫新潟支店長
監 事	吉 岡 彰	常 勤
監 事	近 野 茂	公認会計士
監 事	古 川 兵 衛	弁護士
顧 問	佐久田 健 司	日本銀行新潟支店長

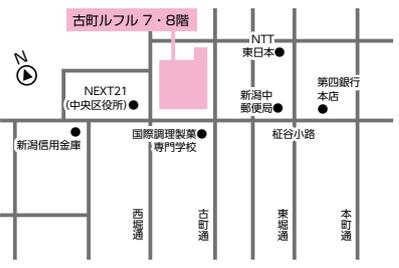
組織構成図 (令和2年5月25日現在)



08 ORGANIZATION 組織体制

担当地域と事務所のご案内

新潟県信用保証協会は本店と4つの支店を設置し、県内のあらゆる中小企業の皆さまの良きパートナーとして、付加価値の高い保証業務の提供に尽力しております。



本店

〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地
(古町ルフル7・8階)
Tel 025-210-5131
Fax 025-210-5160

検査指導室 / 経営企画課 / 総務課 / 経理課 /
情報システム課 / 保証総括課 / 保証審査課 /
企業支援課 / 管理総括課 / 代位弁済課 /
保証第一課 / 保証第二課 / 管理課

【担当区域】

- 保証第一課：新潟市(東区、中央区、南区、西区、西蒲区)
- 保証第二課：新潟市(北区、江南区、秋葉区)、新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

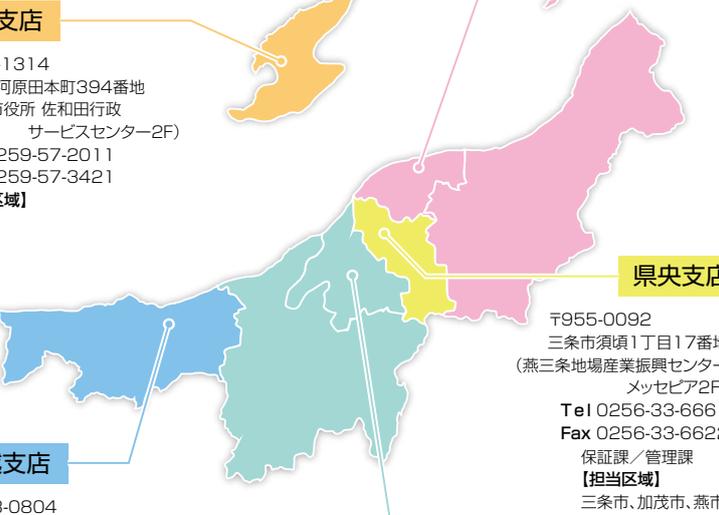


佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2F)

Tel 0259-57-2011
Fax 0259-57-3421

【担当区域】
佐渡市



県央支店

〒955-0092
三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センターメッセピア2F)

Tel 0256-33-6661
Fax 0256-33-6622

保証課 / 管理課

【担当区域】
三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村



上越支店

〒943-0804
上越市新光町1丁目10番20号
(上越商会館内)

Tel 025-523-7225
Fax 025-522-2454

【担当区域】
上越市、糸魚川市、妙高市



長岡支店

〒940-0071
長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階)

Tel 0258-35-5714
Fax 0258-35-6341

保証第一課 / 保証第二課 / 管理課

【担当区域】

- 保証第一課：長岡市、見附市
- 保証第二課：柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

新潟県信用保証協会
レポート2020

発行 令和2年11月 新潟県信用保証協会 企画総務部 経営企画課
住所 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)
Tel 025-210-5132 Fax 025-210-5160
E-mail kikaku@niigata-cgc.or.jp URL <http://www.niigata-cgc.or.jp>



中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟 信用保証 検索 <http://www.niigata-cgc.or.jp>